第24回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

日 時 平成15年2月21日(金)午前10時20分から午後3時まで

場 所 百景苑「百景の間」

出席者 宮地委員長以下14名10名出席(大熊委員、五十嵐委員、高橋委員、宮澤 委員欠席)

田中治水・利水検討室長

大変お待たせ致しました。定刻となりましたので、只今から第24回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会にあたりまして、宮地委員長からご挨拶をお願い致します。

宮地委員長

ちょっと打ち合わせに時間を取りまして、開会が遅れましたことをお詫び申し上げます。 お忙しいところ、ご出席を頂きましてありがとうございました。これで第24回の検討委員会になるわけでございますけども、昨日からご存知のとおり県の議会も始まりまして、新年度の予算も審議されておるように伺っております。検討委員会もこの次はどうも議会明けということになりますので、少し時間が空きます。できるだけ今回審議を進めていきたいと考えております。前回の委員会では清川と郷士沢川の起草委員会のメンバーを決めて答申案を審議していくことになっております。それから、黒沢川につきましては部会報告を頂きました。本日は現在部会の審議を行っている河川流域につきまして、進行状況についてご報告をお願い致します。それから、上川は起草委員会が開催されまして、今、答申案のまとめを行っております。それについては後程、またご報告致しますけども、また黒沢川につきましては、部会報告を受けて委員会の審議を始めたいと思っております。引き続き、ご検討頂きまして、有意義な委員会になって欲しいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。只今の出席委員は、14名中10名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。それから、資料の確認をお願いしたいと思いますが、資料1ですが、部会報告資料です。それから、資料2としまして、治水・利水対策推進事業について、という資料でございます。それでは、委員長、議事進行の方、お願い致します。

宮地委員長

はい。それでは、本日の議事録の署名人を指名致します。今回は松岡保正委員とそれから、 松島(貞)委員、お2人にお願いを致しますので、よろしくお願いを致します。それでは、 まず部会報告から入って参ります。駒沢川の方は、前回の委員会で、あと部会ないんでござ いますね。はい、それで、しかし、何か特にお話しになることございますか。

藤原委員

あります。

宮地委員長

ございます。それじゃあ、駒沢川の方からひとつお願いを致します。

藤原委員

前回までの分については14日の日にご報告申し上げましたけれども、その後、公聴会を3月2日にやるということが決まりまして、そして、それに基づいて、18日から27日まで公聴会の公募をしています。27日までにということでやっておりますが、それともうひとつは前回お話ししました集水域の問題ですが、集水域についての現地確認というのを25日に実施するということになっております。今のところその14日以降のことについては以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは、角間川、お願い致します。

風間委員

それでは、角間川の方からご報告申し上げます。公聴会まではすでに前回までの検討委員 会で報告済みでございますので、第11回の部会の状況を報告させて頂きます。公聴会につ きましては、2月12日に開催を致しまして、ダムによる治水・利水対策案と部会でまとめ られたダムによらない治水・利水の代案、対策案につきまして流域に関係する住民からの意 見聴取のための公聴会を開いたわけでございますが、32名の方からの公述がございまして、 全員の皆様にお話しを頂こうということで、夜の9時45分くらいまで公聴会を開いたわけ でございます。その公聴会での意見や提言を参考と致しまして、この11回目の部会を開い たわけでございます。11回部会の中で、財政ワーキンググループの方からのご報告、先般 の検討委員会でも、ご紹介頂いたところでございますが、この報告を午前中の審議でして頂 きまして、これをまたひとつの資料にしながら、ダムによる案と、ダムによらない案の比較 の検証に入ったわけでございます。公聴会の内容もそうだったんでございますが、部会の委 員の意見も大別しますと、ダムによる案と、ダムによらない案の支持がほぼ半数づつであっ たということでございまして、部会長案として提示をしておいたわけでございますが、この 1 1 回の部会までに皆様方それぞれ今までの部会の審議を踏まえ、かつまた公聴会のご意見 を踏まえ、それぞれの皆様方のご意見を提出しておいて頂きたいということをしてございま して、この午後の部分において、それぞれに皆様のご意見を表明して頂いたわけでございま す。そのご意見の表明のあとに、ダム案そして、ダムによらない案のそれぞれにつきまして のご意見を拝聴したわけでございますが、結論的には、一本化するということはなかなかに して難しいというような状況を呈して参りまして、委員の皆様方からの多数の声でございま した両論併記にすべきではないかというような方針に決めさせて頂いたわけでございます。 なお、各委員の皆様方のご意見の中に共通する項目として部会報告後、部会が閉会されても その後、この角間川流域に関する協議会を設置して頂きたいという要望が多々ございました。 その件と横湯川流域での砂防事業の具体的な計画やそれに基づく着実な実施について、これ を部会報告に付記して頂きたいというようなことや、また、流域住民への防災マップを作成 して頂きたいというようなご意見、あるいは緊急避難場所の明確化等々多くの部分で委員の 皆様方の共通する認識というのが見て取れましたので、これらについても付記をしていこう ということになったわけでございます。なお、先般も報告済みでございますが、農業用水の 転用、また高社山トンネルからの湧水に対しても、非常に魅力を感じる。あるいは可能性が あるということでございますので、このことについても勿論、付記をさせて頂こうというこ とになったわけでございますが、ただ、高社山の湧水につきましては、この部会が閉じられ ますと、その後、県、そしての県の方の担当は一体どこになるのかというようなご質問ござ いました。ですから、このことにつきましては次回の部会までになんとか行政サイドの方で

の窓口を作っておいて頂きたいというお願いをしてございます。次回の3月8日までに私の方から部会長案をそれぞれ委員の皆さん方に提示しておき、それをチェックして頂いた後、この8日の最終部会において最終的な部会としての答申をまとめていきたいと、このように考えております。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。只今の駒沢と角間の方のご報告に対してご意見、ご質問、 ございますでしょうか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(信)委員

角間の方へ、付け足しを言わして欲しいんです。ダムなし案の中の利水利用、その中で多くを占めてるのが地下水という対策になります。これについては現在まで、山ノ内町や中野市でやっている地下水は浅い井戸とか伏流水を中心として取ってるのが現状で、あそこの実情からするともう少し深井戸からの取水が大事かなあと思いますので、水文調査、つまり地下水調査、これを県の方で是非、協力を欲しいということが大事なことかなあと思っているんです。

宮地委員長

どうぞ。

風間委員

あの、その井戸をどこらか求めるかということにつきましては、具体的に箇所絞ってございません。それから、今、松島(信)委員の方からご指摘があった浅い井戸から山ノ内町は特にそうでございますけれども、取水されているということでございますが、その代わりに深いところから取った方がいいというお話しでございますが、ここの地域の井戸水の中には砒素という問題がございまして、深いところからの取水に関しては砒素が含まれる可能性が高いというどうも状況もあるようでございますので、浅い井戸、深い井戸も含めて、場所を限定しておりませんので、いずれに致しましても、調査をして頂いて、その後、しっかりと、目的の流量が確保できる、取水が確保できる井戸から井戸水を汲み上げるというような形になっていこうかと思いますので、部会の報告と致しますれば、そこまで踏み込んで報告書に書くということは今の段階ではなかなかできないのかなあと、こう思っておりますが。

宮地委員長

どうぞ。マイク入れてください。近く。

石坂委員

その今の調査のことなんですけど、角間川の部会の場合、議論の順序としてダムによらない方法で治水・利水ができるだろうかということから議論に入りまして、その議論が一定終わったところでダム案との比較を検討するという順序だったんですけれど、その順序はよかったと思いますが、やってみまして今の調査の問題なんですけど、ダムによらない方法で治水・利水が可能だろうかと議論するのには、今の水文調査、地下水の汚染度の調査、水脈がどうなっているのかということや先程部会長も魅力があるという意見があったと言われる湧

水、新幹線の高社山トンネルの湧水のことにしても、あまりにもデータがないんですよね。 つまり調査ができておらずデータがない中で議論しなければならないという非常に制約があり、しかも、とりまとめをしていくという段階でダムのメリット、デメリットについてもそういう意味では例えば、基本高水そのものの検証から含めて、十分な議論がそういう意味でいきますと、いけないとかいいとかいう意味ではないんですけど、されていません。できていない状態でまとめなければならないということになりますので、かなり制約があるんです。そういう点では今後どういう選択をしていくのか、どういう方法を取っていくのか、最終的にとにかく治水・利水で住民の皆さんが安全、安心できるような、納得できるような手立てを取らなければいけないんですけど、そのための調査というのがかなり必要になってくると思います。そういうことで松島(信)委員や風間委員からもご意見あったと思うんですけど、そういう状況であるということだけ、ちょっと申し添えておきたいと思います。

宮地委員長

その他、いかがでございましょう。私、伺いますが、高社山の湧水については、県の担当が決まってないとおっしゃってますが、幹事会の方、まだ、今、今日の段階ではご返事はないわけですか。

田中治水・利水検討室長

先程、お話しありましたように、次回の部会までには報告するということで、今、中で調整してます。

宮地委員長

そうですか。分かりました。他にございませんでしょうか。はい、それでは、角間と駒沢の報告は以上で終わります。それから、部会にはございませんけども、薄川につきまして、 実は、明日土曜日に松本合庁で公聴会を開催することにしております。公述人が。

田中治水・利水検討室長

15名の申し込みありまして、当日出られない方1名おりますので、今のところ14名ということで、予定しております。

宮地委員長

そういうことで開催することにしておりますので、ご報告申し上げます。以上でよろしゅうございますでしょうか。はい、それでは、次に参ります。これは、ここで幹事会の方から治水・利水対策推進事業についてご報告を頂きたいと思っております。これは前回、口頭で説明がございました治水・利水対策推進事業について来年度の予算案に盛り込まれて、2月の議会に提案されているということでございました。これについて事務局の方からご報告を頂きたいと思っております。お願い致します。

事務局

それでは、事務局の方からご報告致します。資料の2をご覧ください。治水・利水推進事業についてご説明致します。2月4日の委員会の中で、予算要求中という段階で若干口頭でご説明致しましたけれども、昨日、開会致しました県議会2月定例会に予算案として提出させて頂きましたので、改めてご説明させて頂きます。目的でございますけれども、治水・利水ダム等検討委員会から答申された河川流域に係わる治水・利水対策の実現を計るため、行政と住民がともに知恵を出し合いながら、治水・利水対策を推進するということでございま

して、答申が出されたということをもって終わらせるのではなく、答申を踏まえて継続的な 取り組みをしていこうということでございます。事業内容としてですけれども、流域協議会 の運営、それから、答申後における治水・利水対策の具体案策定のための調整といった内容 でございます。それから流域協議会についてでございますけれども、まず構成と致しまして は、住民の方ということで流域住民を公募していったらどうかということで、ボランティア で協力をして頂こうと。それから、行政の方と致しまして、県の現地機関それから、市町村 のそれぞれ河川、農政、森林、水道、環境等の担当者の皆さん、それからアドバイザーとい うことで、必要に応じて学識経験者等を招聘しまして、専門的な視点から助言を受けたいと いうことを考えております。それから、役割ですけれども、治水・利水対策実現に向け、行 政と住民が引き続き同じテーブルで協議していくと、そういったことがひとつ。それから、 地域の川としての潤いある水辺空間を実現するため、住民が主体的に議論し、行政に提言す るといったことまでできていければと考えております。最後に経費でございますが、予算額 として流域協議会の開催、それから、アドバイザーの招聘とかそういった運営費と致しまし て586万9、000円ということで計上させて頂ければと思っております。なお、治水・ 利水対策の具体案を策定する中で調査費等必要になってきた場合ですけれども、別途予算化 をしていくということで対応していきたいと考えております。なお、冒頭で委員長さんから もご説明がありましたけれども、この事業につきましては、平成15年度当初予算案として、 県議会2月定例会に提出させて頂いたものでございまして、今後、議会で審議されていくも のと思います。簡単ですけれども、説明は以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。前回、口頭で説明がありましたが、こうやって文章にして頂きました。これについてはまたいろいろご議論があったわけでございますが、何かご質問等ございますでしょうか。どうぞ。松岡委員。

松岡委員

目的の中には環境は入っていないんですが、流域協議会の役割の中で地域の川として潤いのある水辺空間を実現していくため、というところで環境のことも関わってくるのかなと思います。それはそれでいいとしてまして、構成の中で例えば、河川の維持用水とか、そういう話になってきますと、電力会社とか水利権とか国とかという話も関わってくるようなこともあると思いますが、その辺りは最初から除いているのか、それとも、必要に応じて呼ぶ中に入っているのかという、その辺りを教えて頂きたい。

宮地委員長

そうですか。いかがでしょう。その辺は。

田中治水・利水検討室長

構成メンバー等については今ちょっと内部でもいろいろ詰めております。それで、主には住民の皆様方ということ、それから、そういった中には、流域の利害関係といいますか、そういった方も入って頂いた方がいいんではないかということで、あんまりガチガチとした形ではなくて、広範囲に入って頂ければと思っております。いずれにしましても、今、現在詰めている中で今日のご意見も参考にさせて頂きたいと思ってます。

宮地委員長

松岡委員、よろしゅうございますか。必要に応じて入れるっていうことなんでしょうね。

それはやっぱり、必要に応じてやってもらわなきゃ困る。ただ、これは、行政と住民とが主体、メインなポイントはそこにあるように書いてございますね。はい、どうぞ。植木委員。

植木委員

基本的には、よろしいかと思うんですが、問題は構成かなっていう気が致します。といいますのは、それぞれの流域によってはかなり地域住民の意識だとか、考え方、それから、どういう人が関わってくるかというのは個々違うと思うわけですね。それで、はたして公募というのがいいのかどうかというのはがちょっと気になりまして、これのそれぞれの構成される協議会の大きさとか等々あると思うんですが、極めて多岐に渡る場合には、それ相応の人数もかなり必要となる場合もあるだろうし、その構成内容自体、組織自体が例えば、分科会のような構成をもちながら、それを総合してやっていく場合もあるんだろうと思ってます。ですから、従来のようなこういった協議会では、私自身もまだイメージができませんが、かなりいろんな形態があるんだというふうに理解した上で、場合によっては公募制もありうるし、場合によっては自由な地域住民の、意見の反映の場としての体制つくりということも前提として考えていいんだろうと思っておりますので、この辺はかなり柔軟性も持たせた方がよろしいかと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(信)委員

その公募ということに関して今、植木さんの言ったことと関わるんですけども、流域部会でいるいると議論してきて、今度は新しく協議会という形で公募されてきたメンバーが出てきた。そうすると流域部会でやってきたことと流域協議会でやってきたことが全然食い違っていく可能性もあるわけですね。公募ということが、どのように行われるかということ次第によっては。それは、一体いろいろとした議論の蒸し返しや繰り返しになってくるということでは、よくないと思いますが。だから流域部会の特別委員という立場の人が公募になってほとんどいなくなって、新しい人が公募になって出てくる、そういう事もありうるわけですね。だから、どのようなふうに受け継いでいくかっていうことが、案では触れられていないので、もう少し先を見通したことを協議した方が、つまり、この検討委員会で協議した方がいいんじゃないかなあと思います。

宮地委員長

どうぞ。

高田委員

公募という形は、この紙から消した方がいいと思います。というのは、部会で課題が非常にたくさんあって、しかも長期に渡るような課題と抱えてるところいうのは必然的にこういうグループなり協議会ができていくと思うんですが、課題が割りと単純で、それほど問題がない。つまり部会であれだけ集まったところで単純な課題の場合、例えば、利水だけであるとか、そういうふうなところだったら、こういうものを作っても続かないと思います。やはり、地元の人が長期に渡る非常に重要な課題だと思うところが多いところいうのは多分黙っていても必然的にこういう問題が出てきて、逆に役所の方に入ってくださいという逆の形が出てくると思うんですね。だからそういうところがこういうグループいうのは必然的にできるし、維持できると。それを県の側が便宜を図るという、そういう形が1番望ましいと思い

ます。ですから、ここで流域住民を公募とか言ってる限りは、なんか作らねばならないと、 そういうところから出発するような形、これは続かないと思いますんで、先程、植木さんも 言われたような形も含めて、あり方を考えた方がいいと思います。あくまで、地元の必要に かられた自主的な動きと、そういうもんを大事にしないといけないと思います。

宮地委員長

ただ、高田委員ね、この流域協議会という、要するに、この検討委員会かなんかでやってたことをあとまでフォローすると、そういう意識が多分にあったわけでございますね。だから、そのための組織を作って欲しいということであって、それはやっぱポイントにあったんじゃないかと。但し、そこで行政の方、どれだけ主導権をとるか、これは具体的なやり方によりますけども、むしろ、自然発生的にできるのを待ってるよりは、こういう方向を作ろうといったのは、こういう議論の中に出てきてるんじゃないでしょうか。私はそう思ったんですが。

高田委員

いいです。結構です。例えば、非常に熱っぽく議論を戦わせた部会のようなものが母体になってそれが継続すればいいんですけれど、そのあとの問題を私は言いたかったんです。

宮地委員長

どうぞ。

藤原委員

質問です。この流域協議会というような話っていうのは上川部会の時に部会の中から出てきたと思うんですね。それがこういう形で具体化するのかと思いますが、そうすると浅川・砥川の場合、行政の方では推進委員会、なんか作っているわけですよね、推進本部なんでしたか、なんか作っているわけですね。それとそれから、この協議会との関係というのは、浅川・砥川では、どういうふうな形になるのか。要するに、浅川・砥川の場合に、特に浅川の場合は終わったあとも何らかの形でという、そういう意見があったんですが、それは取り上げられなくて、部会は解散しちゃったわけです。ところが上川の時に、この協議会作ってずっとその後も責任もっていこうというふうな話になってきたのが、こういう動きになったのかなと思ってるんです。とすると、もうすでに推進本部か何かでもって進んじゃってる中で流域協議会というのはどういうふうな形になっているのかっていうことなんですが。

宮地委員長

どうぞ、返事してください、幹事会の方で、私はちょっと違うと思ってるんですけど。は い、どうぞ。

幹事(政策秘書室)

政策秘書室の猿田と申します。今回の議会の方に提案しております流域協議会、これは先程、委員長おっしゃられたように、検討委員会からのご意見を踏まえての提案というふうに私ども考えております。それですでに閉じられた部会を含めて、部会とこの流域協議会の関係についてなんですが、例えば、私どもの方で、強制的に部会に参画して頂いた委員の方にすべて入ってくださいという、そういう強要するようなことは基本的には考えておりません。公募というところで、多分にちょっとそれぞれお受け取り方が違うかと思うんですが、公募して、要するに募集して、応募してきて頂いた方々を絞るかどうかというところはあまりそ

ういうことは実際のところ考えておりません。できるだけ多くの方に参画して頂いて、結果として部会にも参画して頂いた委員の方々に入って頂ければ、それは望ましい方向だと、現時点では考えております。推進本部との関係についてでございますが、私どもこれから具体案ができ次第、流域の皆さんの方にご説明して、ご意見を伺っていかなければならないと思っておりまして、その際にこういった流域協議会というものもご意見を直接的に頂く良い場になっていくと、そういうふうに考えております。以上です。

宮地委員長

よろしゅうございますか。私も理解しておりますのは、推進本部っていうのは、要するに、 具体案を作成するところであって、その具体案をどういうふうに住民の方とご相談しながら 実現していくか、そこら辺がこの流域協議会と、多分、オーバーラップするところではない かと私は思っております。ですから、ちょっと伺いたいのですが、この流域協議会というの は少なくとも9河川は含むわけですね。全体に渡っておる。それから、もうひとつ、これか らやる長野県全体の河川について、そういうものも、あるいはそこをカバーするようなこと はあり得るんでしょうか。その辺、ちょっとお伺いしたい。

幹事(政策秘書室)

9河川以外について、どういうように流域協議会を作っていくかということは、まずこの 9河川での取り組みがそこら辺の今後の作る、作らないというところにいくと思いまして、 これで流域協議会作りまして、何というんですか、実績を県民の皆様に評価して頂く中で、 他の河川でも作って欲しいという声が沸きあがってくれば、それに応じて、私どもは検討さ せて頂くと考えております。

宮地委員長

どうぞ。竹内委員。

竹内委員

私も流域協議会はいずれにしても今後、答申を受けて県が治水・利水を流域の具体化してく上で、地元合意とか意見を、要するに、それぞれお聞きして理解されるものをやっていくという実践的な協議会であると捉えています。それで、いずれにしても、その場合に、県の方が具体的に答申を受けた具体案というものを調査なりをして、示して、そして、納得頂くということになると思うんですが、ここで言っている必要となる調査について、別途予算化を検討してくということは、何を想定しているのか、先程以来お話しのように、水文調査とか、そういうものを挙げているか、ちょっとその点についてはいかがですか。もうひとつ前回の説明ではこれについては、答申が出て、いろいろと出た意見のとおり、あるいはそれを尊重しながらやっているかどうかという監視的なですね、ちゃんと納得できるものやってるのかという意味があるということで、私はそういうふうに理解をして、位置付けているわけですけども、その点についての監視機能という分については、前回も論議あったんですけども、どう考えておるのか、その2点ちょっとお聞かせください。

宮地委員長

ご返事を頂けますか。調査の範囲、どういうこと考えてるか。それから、監視って。関連 してますか。

植木委員

この流域協議会についての考え方がまだきちんとしてないから、こういうふうになると思 うんですが、あまり我々がここで、流域協議会に対してなんらかの規定だとか形を、こうい うふうにしなさいということは、私は極力避けるべきだと思うんです。ですから、今、竹内 委員が言われたような、例えば、水文調査やるだとか、あるいは調査を何かやるだとか、で きた流域協議会がそこで判断すればいいわけであって、あるいは監視だとかですね、別に誰 が監視するのって、自分たちのやっていることを、誰が監視するのって、県が監視するんで すかって、そんなことはないでしょう。自分たちの地域のことは自分たちでやるということ ですから、あまり規制は作らない、地域住民が主体となってやるんだから、基本的には、そ の集まった人たちが主体的に考えて物を作っていくという、そういう方向でいいんじゃない かと思うんですね。ですから、公募というのはひっかかるんですね。例えば、ひとつの考え 方として、今まで部会があったわけですから、部会が例えば主体となって第1回目は、設立 準備委員会でもいいんですよ。そういうの作って多くの人に集まってもらう。その中で集ま ってもらった人たちと一緒になって、今後の流域協議会をどのように設置してくかというよ うな形態の、そこから進めていけばいいと思うんです。別にここで何も公募という形で県が 直接乗り込まなくたって、今ある部会の流れの中でそのままいっちゃえば、それがまずは準 備設立委員会から立ち上げていけば、その方が乗っていくような気がするんですけども。

宮地委員長

竹内委員、どうぞ。

竹内委員

自主性とかその流域の理想を言えば、そうなんですが、ただ、この検討委員会自体が6月で終わって、そして、例えば今までも論議してる利水に対する調査なりを県が責任もってやって頂けるんですかという論議の積み重ねの中で、明確な答弁まだ来てないわけですよ。そのことに対して、最終的に、それをどうしてくのかという論議が今までもあって、そういうことも加味した上で、私はこういう会が生まれてると思うんですよ。ただ、それはやっぱり検討委員会としては、その位置づけについてある程度論議はして、先程の話で検討委員会の要望を得てやってるということですから、上川のニュアンスと検討委員会のニュアンスは違うと思うんですけど、その点はある程度はっきりしといた方がいいと思います。前回の監視的意味というのは、答申を踏まえた上でちゃんと皆さん納得いく治水・利水対策をやってるのかどうかということの意味合いもここでチェックをしてくという意味があるでしょうということなわけです。

植木委員

ですから、流域協議会とはなんぞやということを少し議論した上で、じゃあ、こういうことにしましょうというんであれば、私はそういうことでよろしいかと思いますけど。

宮地委員長

調査のについては、具体的には、どうぞ。返事してみてください。

幹事(政策秘書室)

調査というのは具体的にいいますと、具体案を作るまでの調査もございますし、その事業を実施するまでに必要になる調査もあるかと思います。それで、調査費別途というのは流域協議会予算として盛るとは限りませんで、例えば、私どもの方でその具体案作るのに必要な調査については、今回の議会にも提出してありますように、必要に応じて予算を計上して参

ります。それと、今植木委員、あるいは竹内委員からのご指摘もありますように、私ども、この流域協議会というのはかなり柔軟に考えております。それで監視ということはかなり強い意味があるかと思いますが、第3者的にまさに監視委員会という形で置くんではなくて、行政と住民の皆さんが一体となって、そういう接点を継続的にもつことによって結果として県がしっかり対策を取るというところを担保できるかと、そういうふうに考えております。

宮地委員長

はい、どうぞ。

竹内委員

この存在自体が事実上、そういう意味でみんが納得できるものをやれということになると思うので、それは分かりました。ただ、調査について流域協議会として必要な調査と捉えてたもんですから、本来であれば、この検討委員会の方向を受けて利水対策に対する水源調査とかそういうものは答申を踏まえた上で、しっかり県の方で別途9流域全体をにらんでやるべきもんだと私は思ってますんで、ちょっとここに出てきたもんですから、別途それぞれ要望あるっていう意味で捉えましたんで、それは分かりました。

宮地委員長

私も要するに、今、いろんな委員からご指摘があったのは、今までの議論との継続性ということだろうと私は思うんです。そういう意味では、それは継続するように考えなきゃいけないですね。1番の本質だろうと私は思っておりますが、そういう意味でこの目的のところを見ますと答申された河川流域に係わる治水・利水対策の実現を計るためと、こう言っておりますので、そこの話は継続することが趣旨だというふうに、私は建前としては理解する。そのためには、具体的に何がいいか、やっぱり、柔軟に考えて欲しいというのが、今の各委員からお出しになってくださった意見だろうと私は思いますが、いかがございましょうか。風間委員、どうぞ。

風間委員

その協議会の位置づけというのが継続性ということに重きを置くということ。これはいいと思うんですけれども、そうなってきますと、今の部会特別委員の皆様方が、この流域協議会に入っていかなければいけない要素っていうのも若干あるんじゃないかな。というのは、例えば、公募という形でやった場合に継続性を考えていくと、また議論の蒸し返しみたいなことが起こってくる可能性っていうのがあると思うんですね。また1から利水の問題、また1から治水の問題ということになりますと、部会でも議論の積み重ねっていうのが、いつの間にかどっかにいってしまう可能性がある。新たに流域協議会によって新たな代案が立ち上げられたりでというようなこともあり得るんじゃないかなと思うんですが、別にそれがいけないって言ってるわけじゃないんですけど、ただ、継続性ということを考えた場合にやっぱり、ある程度このメンバーの中に今までの特別委員の皆さんが全部といわないまでも、数名は入っていないと、今までの部会の継続性というものが訴えてくことができないのかなという感じがするんですけども。

宮地委員長

その辺、あんまりメンバーを初めから考えてしまうというのも何なんで。要するにポイントはやっぱり、おっしゃられたように、答申された河川流域に係わる案を実現するためにと そのために1番何がいいかということだろうと思うんです。だから委員もあったら、いいか もしれないと思うんですが、その辺は県の方はどうですか、やっぱり、柔軟に考えると言っておられるわけですから、そこにあんまり初めから入れちまう、どうぞ。高田委員。

高田委員

先程、竹内さんからお話しあった、これ上川では特に治水に関して、ほとんど 0 から出発 しないといけないような状況だと思います。つまり、今まで考えていたことというのは、神 橋から下流を含める、あるいは水田を考えるというような、そういう新しい形、だから従来 の県が考えていた治水とまったく違う出発点になってます。それでこれを実現するのにおそ らく10年、15年、それくらいは係るんじゃないか。ある程度目途ができてきたというこ とを実感する前に。そうしますと、例えば県の担当者だってここに座っておられる方だって 全部いない。地元で出た部会の特別委員の方もほとんどいない。そういう形で先程からあり ますように、継続性いうことが非常に大事になってくる。その出発点をこの検討委員会から 知事に対する答申、それと今議論してる、こういう流域協議会のぼんやりした形にしろ、こ の出発点、例えば部会特別委員が自発的にそこに参加してくれることを出発する。あとはそ れを継承していって、途中で変わることも出てくる。それはもうあとは成り行きというか、 信じるというか、そういう形でしかないと思うんです。だからここでは、先程から出ていま すイメージがもうひとつはっきりしませんが、こうではないという形を減点法でいって、あ とは自由にやってもらう。そのくらいの話でしかここではまとまらないと思います。竹内さ んが先程言いました調査費とかそういうもんは、これはこの程度のお金でできるわけなくて、 これはこれで県の方でも当然、答申を受けた形で治水・利水の推進はどんどんやっていかれ るだろうし、この流域協議会のようなところからの要求もまた出てくるだろうし、だから我々 ここである程度のぼんやりしててもいいけれどイメージを共有するあたりで、それはしかも 非常に幅のあってと、しかも時間的に変わり得るもんだという認識を持つ以外ないと思いま す。

宮地委員長

さっき、松島(信)委員に、さっき手挙げられて。

松島(信)委員

皆さんに一言、同じことを言いたかったんですが、つまり、協議会の3本柱みたいなものは植木さんの言った自主性ですよね。それから、私も最初っから言っとることは、今の委員長がまとめてくださったような継続性、これは絶対必要だと思う。そして、県の方から言っている柔軟性、これも絶対必要だと思う。だから、継続性、柔軟性、自主性というような、こういう3本柱を基本にして考えるべきだ。そういう立場でこの今日の資料2に示された目的のところ見ると、ちょっと不満かな、この文章表現はと思います。

宮地委員長

そうですか、はい。どうぞ。石坂委員

石坂委員

この目的のところに行政と住民が共に知恵を出し合いながら治水・利水対策を推進するということで、さっき藤原委員からもお話しがあったように浅川部会の時は予算の関係で3月末までの報告というのをかなり限定的に知事から求められた期限限定つきの中で、部会を閉じざるを得ないという状況でしたけど、そういう状況だったのでなおさらだったと思いますが、引き続き見届けたいというのと、自分たちも提案していきたいという思いが非常にあっ

て、部会の継続の希望が多かったんです。でも、知事から期限のついた取りまとめの依嘱の 中ではああいう形になりましたけれども、今後の例えば、浅川流域の治水・利水をここの目 的に書いてあるように行政と住民が共に知恵を出し合いながら、推進してくんだと考えた場 合に、やはり、県の推進本部が行政の責任において、専門性も発揮して頂いて、ある意味作 っていくものに対して、住民の側から、それから住民と特に市町村の職員など担当者の方な ど実情が分かっていらっしゃるからこそ提言できることを、より具体案として提言しながら 一緒に作り上げてくという、そういうものだと思うんです。協議会の性格は。だから、そう いう意味で言いますと、今、松島(信)先生が言われたとおり、自主性だと思うんです。「ね ばらならない」ということでなくて。だから、公募を私は望むものですが、そういう公募の テーブルを広げて頂いた時に、当然のことながら部会の特別委員で頑張られた多くのメンバ ーは熱意ある方は自ら応じて委員をやってくださると思うんです。また傍聴された方や、一 緒に自分のこととして考えたり、関わったりしてきてる方も、また新たに加わってくださる でしょうし、そういう意味では継続性もきちんと担保されますし、自主性あってこその流域 協議会で、自主性と熱意が無ければ続かない。「ねばならない」だけでは、この協議会の目的 は達成されないと思いますので、今、ご説明のあるように柔軟にやって頂くことと、門戸を 広げて頂く。お互いの知恵を出しあってよいものを作り上げていきましょうと、そういう位 置づけで私はいいんじゃないかなと思いますけど。

宮地委員長

どうぞ。

藤原委員

政策秘書室の方にお聞きしたいんですが、これが予算が通っての協議会は県の方で立ち上げの第1歩をやるんですか。具体的なやり方なんですね。まず予算が通ればこの流域協議会っていうのは具体的に出てくるわけだけど、その時に県がまず流域協議会を作るからということで始めるわけですよね。そうすると、もうすでに6月の段階で検討委員会から浅川・砥川の方は答申が出てるわけですから、そうすると他よりも先に、まず浅川・砥川の流域協議会というのをこの予算が通れば立ち上げようということなのかどうか、そこら辺の具体的なことをお聞きしたい。

宮地委員長

はい、お願い致します。

幹事(政策秘書室)

基本的には、答申頂いております浅川・砥川を先行して設置する考え方です。その外の7河川につきましても、答申を頂きましたら、できるだけ早い段階での設置を考えいきたいと思っております。

宮地委員長

よろしゅうございますか。どうぞ。

植木委員

こういう事業が予算を伴って進むということに対して、本当にいいことだなあと思っているわけです。それから、言われました3つの目標ですが、柔軟性、自主性、主体性というんですか、それから、継続性、やはり、この辺がこれをうまくやってくためのキーワードにな

っていくんだろうと思ってるんですが、具体的な立ち上げの点で果たして公募がいいのかどうかということについて、どうも私としてはちょっとありまして、公募という形よりも私が今閃いたところで言うならばもう一回部会の方に一肌脱いでもらって設立準備委員会みたいようなところで、多くの地域住民の方に集まってもらう。そして設立準備委員会からどういうふうにやるか。それは部会のメンバーだけじゃく地域住民の方全部含めて、例えば何月何日に設立準備会を開きますという形で、部会がとりあえず主体的に動いてもらって、そこで議論してもらったあとで、例えば本格的な協議会の設立ということで、そこには部会の委員の方は含まれるかどうか、それはもう別問題として、そういうような順番では行った方がいいんじゃないかという気が致します。公募やって、誰が今度どう作るですかってなると思うんですけども、そういうイメージは持ってるんですけども。一つの案としてですけども。

幹事(政策秘書室)

今のアドバイスも参考にさせて頂きますが、ここでそうしますとはっきり申し上げられませんので、それはちょっとご勘弁頂きたいと思います。それと1点私ども事務的に検討してる中で要するに、公募というか、募集して人数を絞り込むか、固定のメンバーにするかどうかというとこもまだ決定事項ではございません。場合によっては毎回、毎回自由参加という方法もあるかと思っておりますんで、そこら辺、植木委員始め、皆さんの貴重なアドバイス今日頂きましたので、それを参考に今後いいものを、良い取り組みになるように県としてできることをやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

宮地委員長

そうですね。結局、元をただせば、この委員会が言い出したことでございますし、先程の自主性、柔軟性、継続性、そういうものをキーワードとして、それに相応しいような立ち上げをして欲しいと。その要望を強く申し上げて参考にして頂きたい。私はそう思います。今の段階でこれをやらなきゃいかんと決め付けてしまうわけにはいかん。県の方もそう考えておられないだろうと私は想像するんですが、そういうことを今日の意見で十分参考にして頂きたい。委員会としてもお願いをしたいと思っております。よろしゅうございましょうか。はい、この報告で意外に長い時間を取りましたですが、よろしゅうございますか。それでは、本日の議事に入ります。議事の第1は上川部会の答申の案についてということなんでございますが、実は先程ちょっと打ち合わせをしておりまして、答申の案の大体の骨子はできたんですが、ちょっと手を入れたいというところがございまして、目下、準備中なんでございます。それで、大体時間的に言って、お昼、午後は間に合いますか。

田中治水・利水検討室長 間に合わせます。

宮地委員長

午後には提出を致しますので、それについてご審議を頂きたいと思っております。そういうわけで朝出す予定だったんですが、ちょっと付け加えることができまして、手を入れております。そういう意味でこれは午後の方にお願いをしたいと思います。ただ、午後お出でにならない方もおられますので、その点がご心配なんですが、その辺もあとで議論の進行に従って、ご欠席の委員にも十分お伝えをしたいと思っておりますけれども、そういうわけでございます。ご了解を頂いて、上川の方は午後の方に回させて頂きます。それから、もうひとつ申し上げますと清川と郷士沢川についても起草委員を立ち上げて頂きましたが、まだ本日ご報告するほど、答申の案については進んでおりません。本日、委員会終わりましたらお打

ち合わせをしたいと思っておりますけれども、そういう状況でございます。これからもいく つかの答申案が出てくると思いますので、それができ次第、委員会の審議にかけることにし たいと考えております。よろしゅうございますでしょうか。そう致しますと、次の黒沢川に ついての審議に入りたいと思っております。前回、部会報告がなされましたけども、ほとん ど時間も取れずに本格的な審議は本日からだと思っております。ただ、実は高橋部会長はち ょっとお怪我をなさってまだ入院中でございますので、本日結論を出すことは難しいと思い ますが、できる限りいろいろなご意見を賜って審議を進めたいと思っております。ちょっと 黒沢川の部会の審議に入ります前に、本日、五十嵐委員欠席されておりますが、五十嵐委員 から資料の要求を私が頼まれております。これは、多分黒沢の審議についても関係があるこ とだと思いますので、ちょっとご披露をして皆さんにお伝えをしておきたいと思います。五 十嵐委員から私宛に資料の要求がございましたのは、実は黒沢の時にちょっと出ておりまし たが、豊水水利権ということに関してでございます。豊水水利権について、私、メールで受 け取りましたんで、それを読み上げますが、豊水水利権について。県の構造特区の申請の中 に豊水水利権があげられています。これが認められるか否かによって各河川の利水論はまっ たく異なった議論になってくるでしょう。そこで以下の点について県あるいは、幹事会に情 報公開を要請したいと思います。4点ほどございまして、ひとつは各河川ごとの豊水量につ いて具体的に数字を明らかにして欲しい。これカッコしてこう書いてありますが、第21回 検討委員会資料2の河川流量説明図を今回検討している河川について観測した流量や実際に 必要な農業用水量、水道使用量により策定し、どの程度の豊水量を利用することになるのか が、明確になる資料が欲しい。流量観測を行った実測の数値を使いやむを得ない場合に推定 の数値とする。つまり一般論じゃなくて、それぞれの河川についてのデータが欲しいという ことでございます。2番目が豊水の利用可能性について、県の見解、それから、構造特区申 請の理由、これに対する内閣府(国土交通省)の解答及び今後の見通し、つまり、構造特区 を申請した時に、どういう理由で申請したか、その後、そこでいろいろ議論がなされただろ うから、それについての話を聞かせて欲しいということです。それから、3番目は、仮にこ れが認められた場合の各河川の利水状況の変化、それから4番目に県から認められた場合の 井戸などによる用水確保などの対策や財政の見直しなどの変更、こういう点についてデータ が欲しい。こう言っておられます。それで私、その五十嵐委員からの資料の要求を頂きまし て、このことを本日のこの委員会で皆様方にご報告をして、幹事会の方に今のことについて のいろんな資料を提供して欲しい、資料提供をお願いしたいと思うんですが、どんなんでご ざいましょうか。実は、構造特区の時に私、直感的に豊水の話があるなと思って聞いていた んですが、その段階ではまだ向こうの対応も分からなかったようでございますし、いろんな ことがある。それで、その後の状況も欲しい。それから各河川ごとに使いたい水がどのくら い取れるかという話しもしたっていいだろう。是非、欲しいというお話しのようでございま す。いかがでしょう。私はこれをお願いしたいと思った。幹事会の方、これ対応して頂けま すでしょうか。

幹事(河川課)

できるだけ、早く用意するように致しますけど、ちょっとすぐってわけには、時間ちょっと貸して頂きたいと思いますが。

宮地委員長

次回の委員会は、3月27日でしたでしょうか。そのくらいまでございますが、できるだけ、それまでに分かることは分かったで各委員にお知らせを頂きたい。27日にはある程度のものを読んで、それに対しているいろ質問とか意見とか述べることができるように、そう

いう意味で準備をして頂きたいと私は思います。いかがでしょうか。それじゃあ、そういう 方向でひとつご準備をお願い致します。よろしくお願い致します。確かに、豊水がうまくい きますと、特区がうまくいきゃあ、割合楽になる問題はかなり多いことだと思いますが、た だ、それがどういうふうに委員会の中で議論に取り上げていくか、かなり難しい問題である と同時に、なんか期待できる面もあるんじゃないかと考えております。よろしゅうございま すですか。はい、そういう方向でお願い致します。とにかく、資料ができたら各委員に送っ て頂きたい。お願いします。はい。それでは、只今のことをお願いして黒沢川の審議に入り たいと思います。今、11時15分で、12時ごろまで少し議論をして頂きたいと思います。 それでちょっとお待ちください。それでは、黒沢川の部会の報告について審議に入って参り たいと思いますが、前回いろいろご報告を頂きました。それを多分、しっかりお読みだと思 いますので、ご意見、あるいは質問から入るかも分かりませんが、議論をして頂きたいと思 っております。どうぞ、どなたからでも結構でございます。何かご質問、ご発言を頂かない ときっかけができないんですが、実は、ちょっときっかけを作るために私申し上げます。報 告をもういっぺん読んでみまして、非常に何というか、規則とか、何か考え方だけで片付く 問題ではないことが一杯あって非常に複雑だという実感を持ちましたんですが、その辺で特 に利水が問題だといっておりますが、治水の方についても実は、調整池の話っていうのは一 体どこまで現実的なものであるかというものを私ちょっと伺いたい感じがしております。そ れから、利水の問題では要するに、勘定したら水がないばずのところがなんとかうまくいっ てるではないかというような話もあるようで、その辺をどういうふうにしたいというのが部 会のご意見であるのかもちょっと掴みかねておるわけでございます。どうぞ、黒沢の部会の メンバーでなくというもの構いません。一般の方でいいですが。前回の報告について、私の 申したこととは関係なしに何かおっしゃって頂いて結構でございますが、どうぞ。

松島(信)委員

まず治水の調整池、これはただそういうものが出たという程度なのか、もうちょっと具体的に例えば、どこへというようなところまで突っ込んだ議論がなされているんでしょうかということはいかがなもんですか。

宮地委員長

一応、場所は想定した図は出てるんですね。

松島(信)委員

そうですね。

宮地委員長

そうです。赤沢砂防堰堤の下流に3つくらい。それから、もうひとつ第4番目のやつがあると。

松島(信)委員

ちょうど掘り込みになっとる河川敷を使うわけですよね。

宮地委員長

それは私たまたまかな、これ。黒沢の公聴会行った時に一応の想定の場所が出ております。

松島(信)委員

分かりました。

宮地委員長

ただ、ちょっと話が出ましたから。始め、だから19万m3のところと10万m3のところと、3つで19万と、それから、1つで10万と、私ちょっとこういうのは見当がつかんのですが、どのくらいのスケールになるんでしょうか。どうぞ。

高田委員

おそらく部会での議論の中で、このいわばノウハウ的な場合がかなり出たと思うんですが、それは私の方ではよく分かりません。先程、委員長がおっしゃったように利水の方でもそこそこできてるのに、なぜできないかという。治水の方で元々尻無し川だったのが、これを万水川に接続したら万水川がもたない。これもよく分からないんですけど、その理屈で、今までの河川工学的流出解析で考える幅の中に入らない量いうのが相当あるような気がするんです。そういうものをここにもろに当てはまると、いつもこう過大な計画高水になってしまうと思うんですが、これ本当にどうなのかいうのは私は部会の細かい話を聞いていませんので、よく分からないんです。過去、こういう下流がなくなる尻無し川で洪水があるわけですが、めちゃめちゃな洪水ということはあんまり聞いてないんですね。あの流域全部が水びたしになったような話は聞いてない。ということで、本当にこの川が万水川へ持ち込む流量いうものは部会でかなり議論されたんでしょうか。その辺が私自身この場では分かりませんので、これに関してはコメントを言う立場にはちょっとなりにくいんですけど、そういうのを考えた上で調整池、ですから普通の水利計算じゃない部分を無視すれば、調整池といってもべらぼうなものになると思うんですけど、現実のこの川の姿を考慮した調整池という、そういう話なんでしょうか。ここの調整池というのは。

宮地委員長

私も、どうぞ。藤原委員。

藤原委員

この黒沢川部会では随分いろんな議論が出て、しかもここに書いてあるように、非常に複 雑なんです。そう簡単に片付かないことがずっと出てるんですよ。1月29日に最終の部会 があったんですけども、実は、私はそこではまとまらないだろうと思ったので、ちょうどち ょっと他に用事がありましたので欠席をしたんですね。そうしましたら、こういうふうなま とめが出てきたということなんですね。結局、最後のところの「終わりに」というところが ぽんと入ってるんですね。財政状況等を鑑みると治水・利水対策の早期実現にはダムによら ない案とすることがやむを得ないことで、ほぼ全員の意見が集約されたということなんです けども、これは前までのものは全部積み残しにしたままですね。だけども、やはり、ダムだ といってても、5年、10年できそうもないから、できるだけ実現可能性のあるものとする ということで、ダムによらないということで集約されてきたんだと思うんです。そこら辺の ことは、やはり部会長の高橋さんがお出でにならない時にここでいろいろとやってみてもち ょっと掴めない部分があるんで、14日の日も、それから21日の日もですね。高橋さんお 出でになれば、当然、この問題についてはもっと進んだんだろうと思いますけれども、お怪 我なさって入院だということですと、部会長なしで、しかも取りまとめの相当の責任という のは高橋さんがおやりになってるわけなんで、お出でにならない時にそれを部会長不在で審 議するということの意味というのはあんまりないんじゃないかと思うんです。ですから、今 月はこれ1回しかありませんし、来月っていうと3月27日っていう時間は分かりますけれ ども、やっぱり3月27日まで黒沢川部会については部会長が出てくるまで待った方がいい んじゃないかという気はします。

宮地委員長

いかがでしょう。どうぞ。

松島(信)委員

基本的には今、藤原さん言われたのはいいと思うんですけれども、治水のことじゃなくて 利水に関してはその利水の中で深井戸っていうのが大きな要素を占めていると思うんです。 これについては基本的に調査をしなきゃいけない。それは部会の中でもみんな分かって理解 されとることだと思うんですが、地下水が豊富にあるということはほとんどあそこに関係する水文をやっとる人たちの共通した意見だし、現実にあそこの削井をやっとる人たちも同じ 意見なんです。私たち直接松本盆地を深く調査してなくても基本的にあの盆地は水がたまってる盆地であることも事実で、それは薄川の治水対策の時にも大きくその問題がアップされ とるわけですね。ですから、これについては、もうはっきりとどの部会も同じことを言っている。県が少なくとも地下水調査の基本的なことはやるべきだと、そういうことはやっぱり一致してもってくべきじゃないでしょうかと思いますが。

宮地委員長

どうぞ。

石坂委員

私も同じ意見なんですけど、前回の委員会にわさび田の関係の皆さんから要望書が出されましたよね。これも部会の議論の中でもいろいろ問題になったことだと思うんですけど、今の基本的には水の豊富な、しかもきれいな水がかなりあることが予想される地域であるということは、この要望書の中でも指摘されておりますゴールドパック6,000m3/日というお話しからも伺えるわけです。だから、わさび田との関係では私の専門家ではない素人考えですが、わさび田で利用されてるお水というのは、今の松島(信)委員の深井戸というお話しからいいますと、浅いところのお水に違いないと私は思います。そうでなければ、6,000m3/日のお水を売る仕事が成り立って今に至るってことが本当はないんじゃないかと思いますので、本当に深井戸の調査をすれば、わさび田の皆さんに大きな支障を与えない状況の中で、おいしいきれいな水が利水の問題で確保できるひとつの可能性としてあるんじゃないか。もうひとつは法的にいろいろ複雑で難しいというお話しが出てまして、先程、委員長からも五十嵐委員の資料調査請求があった豊水水利権やいろんな問題の解釈や、柔軟な適用でどうかなという考えも私はかなり強い思いがこの黒沢川についてもあるんですけれども、そういういくつかの選択肢を最終的に決めてく上でやっぱり、特に深い部分での地下水調査というのは、非常に重要なことじゃないかと思います。

宮地委員長

藤原委員、ちょっとお伺いしたいんですが、確かに部会長がお出でにならんので、おまとめになった立場もございますから、ここであんまり突き詰めてったことをやってくわけにはいかないと思うんですが、いろんな委員がこの問題については、こう考えておるとか、ここんとこはどうだと、そういうような話は部会長おいでにならなくても少し詰めてが話をしといた方が、意見を出し合っておいた方がいいんじゃないかという感じがするんですが、下手をすると部会長ひとりでご返事を頂くようなことになってしまってもまずいような感じが致

しますんですが、どうでしょう。はい。

藤原委員

ダムによらない案とするのはやむを得ないということなんですが、そのあとのところで幾多の課題があるということが書いてあるわけです。この課題の解決方法が見えない場合は再度ダム案を検討せざるを得ないということが書いてあるわけですよね。そうすると、検討しなきゃいけない課題の部分についてある程度部会長の方からここのところに提起して頂いて、それがどういうような形で解決できるのかできないかということがないと答申を作っていくためにもここのところは解決できないとすれば、答申書けなくなっちゃうんじゃないか。それを置いたままで答申作っちゃっていいのかという話になりますからね。そうなってくると、やはり高橋さんが入院中ということはこれはやむを得ないことなんで、それをお出でにならないのにやることっていうのはいいのかなあというふうに思ってるんですけどね。

宮地委員長

私、そういう点で実は部会の報告をよく読んでいろいろ問題点がいろんな格好で並んでると私は思うんですが高橋さんお出でになったら勿論もっとうまく説明してくださるでしょうが、そういう問題点、例えば利水の問題点というのはいろんなものがある。そういう点を私どもも理解しながら、どうやったらそれをいいのかなあと議論しておくことはあり得るだろうと思うんですが。勿論、最終的にどう持ってくかってことは部会長おらん時にそんなことはできないと思うんですが、つまり今の段階で部会長出てくるまで待っておるというのもちょっともったいないような気がするんですがどうですか。どうぞ。

石坂委員

そういう点では藤原委員のおっしゃることも尤もで、だから12ページ、この黒沢部会の報告の12ページのところにダムなし案の場合の課題というの、8つありますよね。だからこの8つの課題の中で部会長がいない状態の中でも議論できることがあれば、それをすればいいと思いますし、やはり部会長がいる席で議論するべきじゃないかということは部会長が出て、お出でになれる時に送るっていう感じで、課題の一つ一つクリアーできれば、結局、ダムなし案でいいですという報告ですので、そんなふうに議論したらどうでしょうか。

宮地委員長

一応、報告を読んで、それを一応見て、話をしてくということはやっぱり、議論の積み重ねとして私は大事だろうと思っておるんですけども、だから決して今日はとてもじゃないですが、そこまではいかないと思いますし、部会長さんが是非元気で出てきて頂かないと話が進むところが多分にあると私も思います。ちょっと他のことですが、先程わさび田の水がゴールドパックの話が出ました。実は、昨日の新聞、今日は20日ですよね、昨日の市民タイムズを見ましたら、こんなのがあったんです。信州わさび農協の例のわさび田をやってるグループの方が、例えば堀金村に、あの水のことについて協議を申し入れたというニュースが書いてございました。ということはつまり前回もあったとおり6,000m3/日水を出してるにもかかわらず、契約がどうも2m3/日だったとかね、そんな話があって、それが検討委員会で前回、松島(信)委員からのご質問があって、話をした。それがどうもあって、わさび田農協の方が堀金村の方に何もいわんのはどうも具合が悪いと思われたんじゃないかと思うんですが、それを見ますと申し出たのは、信州わさび農業共同組合、轟朝孝組合長、もうひとつその組合の丸山光弘理事というのが出て参りますが、名前が似ておりますんで、どうも同じとこだったらしい。そういう意味のことはございました。何なら、これ新聞記事を私

切り抜いておりますから、あとでコピーして見て頂くといいと思います。これはどうこうということではございませんが、そういうことも関連しておるということを申し上げておきたいと思います。部会報告の方での治水というのはとにかく現在の安曇野排水路、それから、万水川の未改修地区の河川改修、これは最優先してやれと、これはかなりはっきりしてるように感じたんでございます。但し、そのために、例の高水の215m3/s、要するに、15m3/sを溜めるために調整池が必要だと、こんな議論になっているように思ったんですが、調整池というのはその15m3/sを溜めるためにですよね。その辺のこと、部会の委員であれれる方は多分、ご存知だと思うんですが。

石坂委員

ここの課題のところでは、その用地の確保と容量の確保が可能かどうかってことと、今、 進めている国の事業、安曇野排水路事業の進捗がストップされてしまうんじゃないかという ことが懸念されるっていうようなことが上がってきておりますよね。下流住民の理解の問題 と。だからこの辺、自然環境に、もし調整池を造った場合どうなるかと、この辺もし議論で きればするようにしたらどうでしょうか。

宮地委員長

ちょっと問題を絞っておいた方がいいかと思うんですが、治水と利水とあるわけですけども、利水というのはうんと入り混じって面倒なもんですから、まず治水のことにちょっと問題限った方がいいと思うんですが、ちょっと伺います。今の安曇野排水路、例の広域事業の話とか、それから万水川の未改修地区の河川改修、ここら辺は全部ストップしてるんですか、工事としては。ご存知ですか。

藤原委員

止まってると思います。

宮地委員長

全部止まっている。幹事の方で教えて頂けますか。全部止まってるんでしょうか。

幹事(豊科建設事務所)

豊科建設事務所でございます。万水川の改修につきましては、護岸を造るのは止まっております。安曇野排水路については、やっております。13年度から護岸を造っております。

宮地委員長

安曇野排水路、あれは県の事業だったんですか。広域事業のやつですか。

幹事(豊科建設事務所)

ちょっと補足させて頂きますが、安曇野排水路事業は農水産省と県の共同事業で、それから今の万水川の改修実施の状況なんですが、護岸は今申し上げたとおりに止まっております。 但し、護岸に影響のない横断する橋梁、これは今年度も実施をしております。

宮地委員長

そうですか、橋梁は。

幹事(豊科建設事務所)

以上です。

宮地委員長

そうすと、黒沢の下流とこの安曇野排水路と繋ぐところは、あれはストップしとるんですか。確かあれ県の仕事のはずですね。

幹事(豊科建設事務所)

接続部分につきましては、現在、事業は実施をしておりません。

宮地委員長

いない。そうですか。はい、どうぞ。

高田委員

万水川そのものの改修が止まっているいうのは、この問題が決着ついてないからいうことですか。

幹事(豊科建設事務所)

そういうことでございます。

宮地委員長

どうぞ。

高田委員

そうすると、計画高水が変わるかもしれないと、そういうことですか。

幹事(豊科建設事務所)

そういう意味でございます。万水川、最下流部にありますけれども、基本高水が 2 1 5 m 3 / s でございますが、現在、実施しております計画は一応、ダムで一部カットするということで、 2 0 0 m 3 / s と、こういう計画量でございます。その 1 5 m 3 / s の差方向がまだ定まらないということで、止まってるということでございます。

高田委員

分かりました。

宮地委員長

そうですか。何かありますか。ただ、この部会報告は原則的に215m3/sを調整池考えて200m3/sにしたんですから、そういう意味ではいいんでしょうね。この下流のことについては、この案が現実的になれば、万水川の方も繋がっていく。そういうふうに私は思ったんですが、それぞれ間違いなんですか。

石坂委員

懸念されるところが大丈夫ですよってなればいいってことですよね。

宮地委員長

調整池の問題がうんと大きい。それが用地の買収とか何か、適地があるかどうかも言ってるんですが。この辺はどう考えたらよろしいんですかね。どうぞ。

高田委員

議論戻りますけど、もう一度お聞きしたいんですけど、そうしますと安曇野排水の方は、 当初の基本高水でやられて、万水川の方は一部はすでに当初の基本高水でやられてるわけで すね。それが変わるかもしれないということで、止まってる。そうすると、当初の計画高水 でやられてる区間というのは全体のどのくらいなんでしょうか。特に万水川で。

幹事(豊科建設事務所)

概ね70%くらい済んでるということです。

高田委員

分かりました。そうすると安曇野の方は当初の計画高水でずっと進んでるんですか。

幹事(豊科建設事務所)

一応、ダムありのものでやってるということです。

高田委員

分かりました。

宮地委員長

私、これ報告読みまして部会の報告もダム案もそうですが、高水は215を200にするということは両方とも、どっちも変わってないですよね。ダムで止めるか、調整池で止めるかということで共通している。だから治水に関してはやっぱり、問題点は調整池が実際どのくらい可能性が高いかということじゃないんでしょうか。そう思っちゃったんですが。どうぞ。

松島(信)委員

そうすると、調整池に関しての困難点は用地の問題でいいんですか。

宮地委員長

部会報告を私が読んだ範囲では適地の有無、用地買収の問題と、こういう2つ書いてあるように思ったんですが。

松島(信)委員

用地買収ということになると、あの河道敷は、つまり黒沢川の調整池を設置する河道敷は、 それは公共のものじゃないわけなんですね。

宮地委員長

ここに書いてあるイメージの図で言いますと、これは川の中ではないんでしょう。これを 見ると近くに安曇野ワインとか地ビールレストラン安曇野なんていうのがあるようなところ にイメージとしては書いてある。やっぱり、買わなきゃいかんのかもしれん。但し、その費 用の概算は書いてあるんですね。75億円くらいで、国が26ないし32億円というふうに 試算がしてある。ちょっと事務局に伺いたい。私ここに公聴会で配られた黒沢川、万水川の 治水というのを三郷村の利水というのこれをもっている。この資料は委員会で配られたんですか。私が公聴会行ったもんでもらって見てるんですがね。こういう申しますのは治水の対策でダム案とダムのない時と、それから、利水の対策でダムがある時にダムのない時とかいるいろ比較した表がついてるんですよ。そういうまとめがこの部会報告を見るとなかなか読み取りにくかったもんですから、それを頼りにして自分でまとめてみたんですけど。

松島(信)委員

今の資料は頂いていないと思うんですけど。

宮地委員長

そうですか。資料なくても、報告を見ていろいろ集めれば出てくるわけですけども。

松島(信)委員

そのとおりですね。

宮地委員長

ただ、見やすいようにはなっている気が致しましたんですが、皆さんご存知でございますか。公聴会の時の資料として配った、裏表なんですが、そこに例えば、さっきのイメージ図というようなものもちょっとここには書いてある。どうぞ。

藤原委員

部会では調整池の設計図も、建設事務所の方できちんと出してくれて検討しました。ですけど、問題があるのはそのお金が非常に高くかかるということがあるわけですよ。そうすると、ダムによらないということになると、むしろ地元負担が非常に大きくなるのではないかというのが、部会の人たちの心配だったわけですよね。ですから、そういう意味ではなかなかダムによらないということについて、了解する人は非常に難色を示してたわけですね、ところが実現性というとダムっていうのはできないんじゃないかということで、やむを得ずここに書いてあるようなまとめになっているわけです。だから、必ずしも部会の人はね、納得してこういうふうなまとめになったかどうかということについては、やはり、部会長さんから直接お聞きしたいと僕も実はまとめができたあと、高橋さんにそこのとこ聞いてないもんですから、だからちょっとそこら辺のところもまだ分かんないじゃないかという気がするんですが。

宮地委員長

そういう意味で、私今申し上げましたのは、そういう両方の結論はどうなって出てきたたかちょっと分かりませんけども、両方の案の対比ができるような格好のものを何か持って見ながら喋った方が議論がしやすいんじゃないかという感じがしたから申し上げたんです。どうですか、皆さん。つまりこの部会報告見てましても、あっち件こう書いてある、こっちにこう書いてある、なかなかまとめにくいように、無しでよろしゅうございますか。どうぞ。

石坂委員

その案を見れば、またイメージも湧くということもあると思うんですけど、ただ、部会の 懸念という課題と、なぜ懸念があるかというのは今の藤原委員のお話しの、むしろその方が 高くなるとか費用の問題で、そうなると結局解決は部会報告の最初の方に書いてあるところ を見ますと、赤沢砂防堰堤の下流の調整池を設置し、想定される洪水調整を行うこととする んだけれども、なお、洪水調節量や調整池の位置については河道流下能力の再検証、環境調査等を行い地域住民の合意を得ることにより決定していくということですので、結局、基本高水の再検証というのは、一応、この報告をまとめる議論の中では、当初のものをOKしてやってくということを前提にして、そこは基本的にはいじらずは来てるんですけど、こう見るとすれば、この再検証という言葉がこの報告にもありますが、河道流下能力の再検証、環境調査等を行い、合意を得て決定していきますということの中に場合によっては新しいデータや再検証をした場合に、その小さいもので済むならば安く済む。こういうことになっちゃったりして、その辺は位置の図を頂いたら解決できるって問題とは別の問題としてまた出てきてしまうんですよね。

宮地委員長

そうですね。どうぞ。

藤原委員

今日は宮澤さんは午後から出て見えるんですか。

宮地委員長

お出でになりません。

藤原委員

1月29日にこの部会報告のまとめをする時の最後の部会に、この検討委員の中で出てったっていうのは、高橋さんとそれから、宮澤さんなんですよね。あとは私も欠席しましたし、大熊さんも欠席したという状況で、誰もいなかったということなんです。だからそこら辺のところ、最後の1月29日の取りまとめの時に、部会の方は、どういうふうな意見でこういうような答申案、報告を了承されたのかっていうのは、やはり、お出でになった方から直接説明を受けた上で、検討委員会でやる方が、むしろ生産的じゃないかなと思うんです。今のような状況であっちいったり、こっちいったりしてるよりも。

宮地委員長

今聞いても分からないということですね。部会の詳しいことは。ただ、私は、部会報告として出てきたもんですから、一応、この部会報告として出てきたものを、どういうふうな内容であるかを、とにかく一応、理解しとく必要はあるだろうと、そういう意味で議論を進むことを申し上げておるんですけども、それがどういうニュアンスでまとめられたかということは、確かに藤原委員のおっしゃるとおりですね、きっと。お出でにならなかったとすれば。

藤原委員

そういう意味じゃ29日の日に欠席したということについては責任は感じてます。だけど29日にはまだまとまらないんではないかという雰囲気だったもんですからね。ところが、それが急遽まとまったという話し聞いてるんで、そこら辺のところ、部会の様子っていうのを直接お聞きしたかったわけです。ところがお出でにならない。お怪我なさったということはどうしようもないことなんですが、とすればやはり、お出でになった時に、もっときちんといろいろなことをお聞きした方がいいんじゃないかという気はするんですけどね。

宮地委員長

それまであんまりやらん方がいい。

藤原委員

やらない方がいいんじゃなくて、やる意味があるのかなあということを。

宮地委員長

そうですか。

藤原委員

ずっとお出でになったわけですから、事務局の方で積極的にそれについて、どんどん説明をして頂けるならいいですよ。だけど、どうもそこまでいってないみたいでね。例えば調整池だって、調整池をこういうふうにしますというのを2箇所に、2つに分けて造るなんて計画を豊科建設事務所できちんと出してくれて、それでここでどういうふうにというのは、全部出してくれてるわけです、部会に。ですから、それは審議してるんです。場所もある程度ここら辺ということでそこら辺のところをどうぞ、事務局の方でどんどん出してここの審議に役に立つような意見が出てくればあれですけども、そうじゃない場合には、やはり高橋さんがお出でにならないとちょっと意味がないんじゃないかと思います。

宮地委員長

事務局の方は言えることは多分、そういう資料を出したことについて、こう考えてたということは言えるかもしれませんが、この案がどういうニュアンスでまとまっていったかということはちょっと言えませんよね、事務局の方としては。ですから、それはもう部会の方がお出でにならんといかんのですが、しかし、本当はそれがあるはずなんですが、それはそこまでは。松島(貞)委員、どうぞ。

松島(貞)委員

高橋部会長の発言ずっと聞いとった印象ですが、結局、問題は多すぎてというふうに思っておりますが、ただここまで大変に苦労されてまとめられたというように思うんで、基本的には、この部会報告をほぼ尊重して答申ということになると思っておりますが、結局、道能力の再検証というようなこと高橋部会長も言われておった。要するに、余裕高をどう考えるのかとか、粗度係数がどうのというような話も含めながらもう少し、もっと、ルールの話じゃなくて現実的に対応できることをもう一回検証しながら、考えていくべきではないかっていうことだったと思ってます。それで利水についても、基本的には黒沢川の水を現在利用しておるのを、ダムを造ったら利用できなくなるという考え方がおかしいということを提案されたのであって、従って、私は調整池をどこに造るという議論をここでするよりかは、この精神を踏まえて答申をして、流域協議会もできることであるし、まさに今のこの豊水水利権の問題もそうなんですが、現状利用されとる黒沢川のうまい利用を住民も行政も、それを認知しながら、それを利用できるっていうようなことをやれという報告でいいんではないか、具体的にはそういうふうに考えておるんですが。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

高橋部会長が29日の部会報告まとめたあとの2月8日の検討委員会の時に、利水のことではかなり解決方向について踏み込んだご発言されていまして、その考え方っていうのは、

前回も私、引用させて頂いたんですけど、今後のとりまとめしていく各流域の利水問題にか なり活かせる考えじゃないかと思ってるんです。利水のことでは、今も松島(貞)委員がお っしゃったように、水利権の問題が1番面倒なんだけれども、これはある程度柔軟な運用を 考えていくべきじゃないかと、もうひとつの問題としては県の補助金の制度の確立のあり方、 これをはっきりさせて欲しいと。これは他の流域にも関係して、ここで委員会として、答申 に盛り込むべき重要な課題になってくると思いますけど、それから必要な調査を県が責任も って一定期間やって欲しい。その調査の中に今、ちょっと治水の方で出てます基本高水をよ り精度を高めるっていう意味で、私は盛り込んでいくべきかなと思っていますが、それから、 いろいろ議論したことをこれで終わりにしないで担保する会を地域に作っていくのを保証し て欲しい。これはさっきから議論されてる流域協議会ですよね。それから、水利権の調整や 調査やいろんなことを含めて、地域の人たちが合意できるような調整を県が積極的にやって 欲しいというようなことを主要には利水の問題を中心におっしゃっています。だから、これ が部会の取りまとめが終わったあとの、高橋部会長の1番望んでいらっしゃることというか、 お考えのポイントかなということで、だから、利水の方はかなりこういうはっきりしたご発 言されてるんで、分かりやすいんですけど、治水はそれに準じて考えていけばいいかなと、 それ以上のことはさっきから藤原委員が言ってることと私も同じ思いですが、これ以上ここ でね、ちょっと議論ができない部分があるかなっていう、思いますけど。

宮地委員長

いかがでしょう。ちょっと気がついたら12時になったんですが、確かに私も利水につい て、高橋さんはいろいろ課題を挙げられまして、この点をどうしてくれるか考えてくれと、 いろんな注文をたくさん付けられた。かなりいろんなことを言ってまして、今、石坂委員が おまとめになったこと多いと思います。率直に言って、この部会報告に基づいて、いろいろ 委員会が議論する時に、部会報告がどういう過程でどうまとめられたかということもござい ましょうけども、ちょっとある意味では部会報告に立脚して、それを実現するのにはどうし たらいいか。そこの課題を克服するためには、これが必要だ、これが必要だ、これが必要だ と、そういうことをいろいろ並べて委員会の意向をそれに対し示すということではないかと |私は思っておるんでございますけど、どうでしょう。ちょっと今12時になりました。ちょ っとこれ以上今のところで議論していても、いけませんので、まだ上川の報告の話しもござ いますんで、ちょっとここで一応、議事を中断致しまして昼食にしたいと思うんですが、い かがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは午後この話を続けますが、午後にその 前に上川の検討の話を、多分まとまると思っておりますが、それを入れたいと思っておりま す。それでは、午後の再開は1時に致します。午後は松島(貞)委員、お出でにならんので すね。それから、風間委員もご都合悪いと伺っております。その他の方はいいんですが、定 数ちょっとぎりぎりになりますので、際どいところがあるんですが、その辺、午後の会議を やってみまして、いきたいと思います。それじゃあ、1時まで休憩致しますんで、よろしく お願いします。

(昼食休憩 12:00~13:00)

田中治水・利水検討室長

それでは、午後の審議の方をお願いしたいと思います。委員長、お願いします。

宮地委員長

それでは、午後の審議に入ります。先程から黒沢川の話しがありますが、その前に、そこ

に入る前にちょっとお願いをしたいことがございます。お手元に資料4として、水道水源確保に係る県の支援策についてと、こういうことがございます。これについて県の治水・利水対策推進本部の方からご説明を頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

高橋幹事長

県政策秘書室長の高橋徹でございます。水道水源確保に係る県の支援策についてご説明を 致したいと思います。これは今まで下の方ので図にありますように、ダム水源につきまして は補助率20%以内ということで、利水者負担金の補助というものをしてたものでございま す。他方、ダムを用いないような利水の場合には特に補助をするということはしておりませ んでしたけれども、今回新たに20%の補助を行うというようにしたものでございます。ダ ム代替の場合には水源調査ついて、補助率50%以内ということで、1番目のところ見て頂 きたいんですが、上水道、簡易水道に関する現行の県補助制度、これはダム水源確保の場合 には、ダム建設に伴う利水者負担金の20%以内を補助するというのが現行でございます。 実際、近頃建設されたものにつきましては、大体8%から9%の補助率でございます。これ を改めまして水道事業者である市町村に対し、水源確保に要する経費の一部を長野県が補助 するとしたものでございまして、新規水源の調査、その水源の確保に要する経費及び当該水 源から浄水場までの施設の整備費の20%以内ということで、さっき言いましたとおり、ダ ム代替の場合には水源調査について50%以内の補助を行うというものでございます。これ は県内全市町村を対象と致します。また、これは初期投資のみを対象と致しまして、維持管 理費及び更新費用は含まないものでございます。なお、前回も脱ダム債を使うのかというご 質問ございましたけれども、脱ダム債はあくまで、脱ダム債というか、そういう県債をです ね、実際に形の残るようなものにしか使えませんので、この治水・利水の財源は一般財源を 充てるということになります。説明は以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。大分、具体的な援助の内容が出てきたわけですが、どう ぞ。

藤原委員

これが出てきたんで、少しは明るくなったような感じがするんですが、今の説明で例えば、1の場合の現行の場合20%以内を補助するものであるということで、実際は8%前後ということだったんですね。その後ずっと見てみますと、5番目のとこですが、県の財政状況に応じた運用を図るというんですけども、但しダムに代わる新規水源の確保に対しては、水源調査については補助率50%と切ってあるわけですね。新規水源確保云々について補助率20%、これには上限値と書いてある。先程、高橋さんの説明の時に50%以内ということを口頭でおっしゃったんですが、これは補助率50%ということでいいわけですね。

宮地委員長

どうぞ。お願いします。

高橋幹事長

水源調査につきましては、50%ということでございます。

藤原委員

説明の時に50%以内っておっしゃったので、そこだけ確認。

高橋幹事長

誤解のある言い方をして申し訳ございませんが、水源調査につきましては50%ぴったりでございます。

藤原委員

分かりました。

宮地委員長

ありがとうございました。大分明確に出てきたんで、部会長さんもやりやすくなると思っておりますが、前のやつは何か交付要綱というのがあるんですが、今度のやつはそういう要綱つくるわけですか。要綱を改定するってことですか。どうぞ。

高橋幹事長

これは今、県としてこういう支援策を行うという形を決めたものでありまして、実際、補助金を交付するにはやっぱり要綱を作るなり、なんらかの形は取るというふうに考えますが、 どういう形にするかは今はまだ決めておりません。多分、要綱を作るようになると思います。

宮地委員長

要するに、制度としてちゃんと作ってくださるということですね。

高橋幹事長

そういうことでございます。

宮地委員長

どうぞ。

松島(貞)委員

迅速な対応に敬意を表したいと思っておりますが、角間、郷士、駒沢等の意見を聞いておりますと、県の50%という案はいいんですが、水源調査は今回議論の俎上に上っておる利水の調査については要望としては全額何とかならないかというような意味合いが強かったと思うんで、県のはこれで結構なんですが答申まとめる時には少しその辺の要望としての、委員会としての要望の議論は必要かなと感じております

宮地委員長

部会からどういう具体的な報告が出てくるかよく分かりませんけども、これは県はこういう方針でおるということでございますね。他にいかがでございましょう。はい、どうぞ。

竹内委員

具体的に20%、それから50%という数字が出てきたわけでございますけれども、この20%の根拠となるのがいわゆる、昭和45年10月29日の交付要綱を根拠にしてるということになって、それの拡大をするということですけど、ただ、20%が妥当なのかどうかということについては、ちょっとこれが出たから、はい、それでよろしゅうございますというふうに言えるかどうかというのはちょっと私自身資料として見てはおりますけども、根拠として出すのに20%の数字をもって拡大だということで出したと思うんですけど、50%

も同様なこと言えると思うんですが、これで出たからはい、分かりました、ということではなくてもうちょっとなんと言うんですか、流域の市町村が実際係わっている課題、意見とか、そういうものもある程度尊重して、今後対応してくみたいな程度にしといてもらった方が私はいいと思います。

宮地委員長

そうでしょうね。これは県がこういうふうに考えているということであって、委員会とし てこれ以上こうして欲しいということはあるかも分からない。そういうもんだと思いますが よろしゅうございますか。いずれにしても、割りにはっきり具体的に早く出して頂いたこと には、本当、お礼を申し上げたいと思っております。はい、それでは上川の答申については、 今印刷中でございますので、しばらくお待ちください。それでは、黒沢川の方にちょっと入 って参ります。途中で切るかも分かりませんが、黒沢川の関連で申しますと、お手元に先程 私が申しました市民タイムズの切り抜きと、それから、この黒沢川の公聴会の時に配られた 資料が多分お手元にあると思います。これはこういうもので割りにうまくまとめてあると思 いましたが、これをご参考にひとつ議論を進めて頂きたいと、こう思っております。はい、 それでは、黒沢部会の報告についての議論を進めて参りたいと思いますが、先程の話では、 いろいろとご意見が出ました。ひとつには確かに部会長も部会長代理もおらんわけでござい ますけども、やっぱり、私としましては、ひとついろいろ細かいニュアンスはまた当該の委 員がお出でになった時にお伺いするとして、やはり、委員会としては、ここに出されました 部会報告に基づいて、これをどう取り扱っていこうか、そういうふうにまず考えておいた方 がよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでございましょうか。藤原委員、いかがで すか。

藤原委員

結構です。

宮地委員長

そういう意味でひとつ疑問点でも結構ですし、ご意見でも結構ですが、少し話を進めて頂きたいと思います。利水と治水と両方ございますが、なるべく話をあんまり入り乱れない方がいいと思っております。どっからでも構いません。竹内委員、じゃあ、お始めください。

竹内委員

治水についてなんですけれども、結局、指摘の課題では用地確保と容量確保が可能であるか懸念されるということなんですが、ただ、利水も含めてそうなんですけど、答申を例えば、部会の答申を尊重して基本的にこうした方向で出してくという場合に、それが果して実現可能なのかどうかということが1番のポイントだろうと私は思うんです。それでこの場合にダムに代わる調整池で治水を行っていく場合に、当面河川改修先程のお話しで7割がた終わってあと残ってる部分があるということは、地元要望としても早くやってくれと、こういう話は前から出てる話でして、そうすると河川整備計画を作らないと着手できないというと、全容が国土交通省と協議をして決めてかなきゃいけないということになるわけでして、その場合に、調整池案で可能なのかどうかと。要するに、ダムに代わる調整池案を将来構想として計画としてやって当面、河川改修に着手できるのかどうかその見通しについてはあるのかどうかについて、ちょっとお聞きをしておきたいと思うんですけど、考え方として、その辺をひとつお願いしたいと思います。

宮地委員長

いかがでしょう。幹事会の方でこの調整池のことについて、確かにまだ決まってないファクターがいっぱいあるわけですが。用地、適地があるかどうか。

竹内委員

1番は国土交通省との協議の中で当面、河川改修をやらなければならない。調整池も含めて論議しなければならないということで、見通しとしてどうなのかということです。

宮地委員長

どうでしょう。その辺の。はい、お願いします。

幹事(河川課)

部会等でもっていろいろ議論して提案されてることにつきまして、また今後、国交省の方と具体的に詰めていく中で可能性か、詰めてみないと何ともご返事がちょっと、という状況でございますけれども。

宮地委員長

どうぞ。これを見ますとね、予算的に言えば、一応調整池を造るとしてお金がかかるんですが、県の負担は26億円、これ国庫補助利用として採択されるかどうかは不明。不明だったら全部県が75億もつんですか、そういうことですか。そこら辺、どうでしょう。

幹事(河川課)

そこに記載のとおりでもって、国庫補助が無ければ、認められなければ、単費っていうか、 長野県の一般財源でするしかやむを得ないというか、そういうことでございます。

宮地委員長

そういう意味では方向としてはダムなしでいくんなら、これを造ってくれと強く言うより 仕方がないってことでしょうね。そうですか、はい、分かりました。一概にダムで26億と いうのは、補助された場合なんですな。問題はむしろお金の問題よりも、さっきのように適 地があるかどうかとか用地買収が可能かどうか、その辺についての話は、竹内委員がさっき ご質問になったように何かのちょっと考え方を言ってもらった方がいいんですね、きっと。

竹内委員

ですから、場所がどうのこうのというよりも、当面は棚上げになっている河川改修から手をつけるしかないと思うんですよね。そのためには全容として調整池も含めて協議しなければ、おそらく着手できないと思うんですよ、整備計画自体は。ですから、ダムに代わる調整池というものが整備計画を協議する時に可能性としてですね、国の方で、はい、これからは河川改修やっといてもいいですよというふうになるかどうかっていうことの見通しだけお聞きしておきたいと思うんです、私は。おそらく考えとしては、当然、幹事の方でも、国土交通省と協議してなくても、県としては見通しをもって、きっとこれは考えてるんじゃないかなと思ってるもんですから、一応、お聞きしたかったんです。

宮地委員長

その辺いかがでしょう。これは聞かれたからこういうふうに返事をしただけなのか、あるいは、もう少し本当にやろうと思っているかということですね、竹内さん、率直に言えば。

幹事(河川課)

ダムと河川改修ってことで計画をしてる中でダムなしという案とすれば、ダムに代わるべきものに何を求めればいいかっていうことで、それに値する調整池として計画をした案として考えだしたとこなもんですから、それが具体的に国交省の方に行ってどうなるかというのは、先程の繰り返しになって申し訳ございませんけれども、それに形になるように我々が詰めて行きたいってことで、ここで見通しがどうかっていうの、ちょっとはっきりと明確にお答えができなくて申し訳ございません。

宮地委員長

私、竹内委員がお聞きになったのは、国交省へ持っていく前に、とにかく例えば、この委員会が調整池でやってほしいと言った時に、どれだけ真剣に考えてくれるかっていうことじゃないかと、そういうふうに伺ったんですが、そうじゃない、どうですか。

竹内委員

方向を出すのに不可能であれば、出せないと思うんですよ。それで、当面は河川改修をして欲しいということに対して、放置できないわけでそれを早くやってくださいということは切実な問題ですから、それを手をつけるには一定の方向を出せば、当然、すぐ国との協議も始まらなけりゃならない。もしそれが駄目だって話しになっちゃうと、ちょっと判断できなくなってしまうんで、見通しはどうなのかということをただ聞いていただけで、全く答申してからそれをやりますという話であれば、ちょっと弱っちゃうんです。ダムに代わっても、基本高水変わってないわけですし、河川改修自体も今までと変化ない話ですから、私はいいと思って聞いてるんですけど、その辺の見通しをはっきりしといてもらった方がありがたいと思います。

宮地委員長

本当、これ見ますとダムを造ろうが造るまいが、河川改修に対しては約9億円くらいいるという話になっておりまして、それを早くやってくれってわけですね。そのために、一体どれだけのことが必要かということなんだと思ってるんですが。要するに、部会報告の趣旨はこういうことで調整池なんかははっきりしてないけども、それを進めて治水は対応して欲しいと。そういう趣旨だろうと私は読んどるんですが。だから、国交省行く前に我々が委員会として考える上に、今、竹内委員が言ったようにほとんど望みがないのなら仕方がない。駄目だけどもという話になっちゃうと思うんですが、やっぱり、やれば一生懸命やりますよと言ってくださるかどうかだと、私は思ってるんですが。どうぞ。

幹事(河川課)

自分たちとすれば、一生懸命今の河川改修、部会の報告にあるとおりに上の方のダムが、 カットがどういう形になろうと、下の方の河川改修を進めて欲しいっていうことなもんです から、我々も進めるように国交省なり努力して参りたいってことでございますけど。

宮地委員長

そうですか、はい。私、土地のことよく知らないんですが、この調整池、あんまりはっきりしないけども、確定されたもんじゃないと一応書いてありますね。これはなんていうか、全部買収したりしなきゃ駄目なんですか。要するに、ここら辺の土地というのはどういう土地なんでしょう。調整池がだいたいここら辺でどうだと言った時に、その土地っていうのは。

幹事(豊科建設事務所)

調整池の場所について、部会で議論された内容的なものの話をしながら説明をさせてもらいますけども、一応イメージ図のカッコ書基本的にありますけども、まず確定されたものでなくて、概略の検討ということでご理解を頂きたいと思いますが、それでこの赤沢砂防堰堤の下流側の場所につきましては、部会の委員のほとんどの方がこの場所で検討をして欲しいという提案があった場所でございます。それでこの土地は骨材プラントが操業していた場所でございましたけれども、この骨材プラントが操業を止めるという場所です。それから、村有地も一部あるというようなことからこの場所をひとつの候補地として検討したということでございます。それで、この場所だけですと、全体の調整容量が間に合いませんので、あと10万程度どこかに求めるということにつきまして、あとの場所については特定の場所は明示できないということで、ここに区間がありますけれども、この区間内でどこかに求めるという想定で提案したということでございます。従いまして、この土地が確保できるかどうかということについては、実際の見通しは立っておらないという状況でございます。

宮地委員長

どうぞ。あんまり私だけしゃべっていてもいかんのですが。そうすると19万m3のところの土地は割合いし取りやすい土地だと思っておられるんですね。

幹事(豊科建設事務所)

ただ地質調査ですとか、環境調査はしておりませんので、その辺の検討はまだ全然しておりません。

宮地委員長

そういう問題があるんですね。

幹事(豊科建設事務所)

地形上だけの検討です。

宮地委員長

分かりました。そういう意味ですと、どうでしょう、竹内委員。やっぱり、これがどうなってくか分かりませんが、部会報告を尊重するとすれば、こういう方向で考えて欲しいということを今それで駄目だとか何とか言ってるわけじゃないんで、そこでやっぱり、かなり強力に押してくれとか、そういう話になるんでしょうかね。

竹内委員

ですから、部会の中でいろんな課題があったということで集約されてる部分が、そうした問題も含めてきっとあったんではないかと思ってるんです。ですから、判断、方向としては部会報告で財政状況でダムによらない方法ということなんですが、ただ、その具体的な検討課題、利水もそうですけども、水利権の問題も含めてそうなんですが、かなり暫定にせよ、当面する課題を解決した上で、将来的にはこれやってくれってことも当然、入ってると思いますし、ただ、それができなかった場合はどうするかという意味のことで、先程のお話しのようにいろんな課題あるけれども、脱ダムによる方法を選ぶけども、将来、何も対策ない場合には、ダムに戻るよっていう話も含めて出ているのは、きっとそういう意味だと私は解釈してます。ですから、ちょっと判断的にかなり検討委員会としてみれば、これで、部会の報

告を尊重することはいいんですけど、本当にこれでいくよっていうのが、なかなか今の時点で言いにくいっていうのも率直な、高橋さんいるいないにかかわらず、そんな印象を受けるもんですから聞いてみただけなんですけど。

宮地委員長

部会長がおるかどうかよりも、やっぱり、そういう意味で我々がこの内容をよく見なきゃいかん。ただ、はい、どうぞ。

高田委員

技術的な内容、これまだまだ詰めないといけないと思うんですが、ちょっとだけ大まかなとこをお聞きしたいんですが、この調整池の容量いうのは、このページの左の下の流量配分の黒沢第1砂防堰堤の上流の基本高水と計画高水の差35m3/sのハイドログラフから185m3/s以上の部分を収容するにはこれだけいると、そういう出し方でしょうか。黒沢第1砂防堰堤の上流で基本高水が120m3/s、ダムカット分が85m3/s、85m3/sで河道改修されてるはずですんで。

宮地委員長

35m3/sかっていうことですか。

高田委員

ハイドログラフの85m3/s以上の三角形の積分いうことでしょうか。

宮地委員長

はい、幹事お願いします。

幹事(豊科建設事務所)

おっしゃるとおりでございます。35m3/sカットに必要な、要するに、ダムと同じカットができるようなことで計算してあります。

高田委員

はい、分かりました。こことは利水は考えてませんね。

幹事(豊科建設事務所)

考えておりません。

宮地委員長

利水は入ってません、これは。調整池は治水対策だけですね。

高田委員

調整池の底、地盤高いうのは河床より高いと、そういうことですね、黒沢川の河床より。

宮地委員長

どうぞ。

幹事(豊科建設事務所)

詳細な測量がされてないんで、ペーパーロケーションというか図上での話なんですが、調整池の1番放流口と河床を高さを同じにして考えております。

宮地委員長

そうですか。出てくとこを一緒にした。はい、分かりました。今、治水の話をなさっておられます。治水はそこにもう絞られますね、問題は。竹内委員、どうでしょう。ちょっと今んとこ、これ以上進まないような感じがするんですが。それでは、ちょっとそこで議論を切らせて頂きまして、上川の答申案ができましたので、皆様にご覧を頂いて、これを審議して頂こうと思います。今、資料配りますので。それでは、ご覧を頂きたいと思います。これは私、起草委員会を代表してご報告申し上げるわけですが、この間からいろいろ原案を作りまして起草委員の皆様のご意見を承って、修正をした。それがたった今出来あがりました。それでこういうふうな内容で答申をしたいけれどもいかがでしょうかと言ってお語りするわけでございます。今日、ちょうど、定足数の8人しかいないわけでございますが、ひとつご審議を頂きたいと思っておりますが、答申の内容ですが、ひとつ読み上げて頂きます。事務局でお願いをしたいと思いますが。はい、すいません、どうぞ。大変、忙しがらせて申し訳ありませんが。はい、読んでください。

事務局

それでは、事務局から上川の答申案についてご報告させて頂きます。 資料ナンバーは3 になります。読み上げます。上川における総合的な治水・利水対策について(答申)(案)。 当委員会は、長野県知事からの諮問を受けた上川について、平成13年6月25日より審議 を開始し、長野県治水・利水ダム等検討委員会条例第7条に則って上川部会を設置した。上 川部会は、平成14年4月23日から始まる14回の部会審議(うち現地検討会2回)と1 回の公聴会を経て、上川部会報告(以下「部会報告」という)を取りまとめた。委員会は平 成14年12月25日にこれを受理し、一級河川上川の治水・利水計画について部会報告を もとに検討を重ねた。委員会意見として以下のとおり答申する。 上川流域における今後の 治・利水対策について、総合的判断。上川の治水・利水対策及びその周辺問題について、委 員会の総合的判断は以下のとおりである。1蓼科ダム建設計画は、今なお地元住民の十分な 合意が得られているとは言い難く、しかも環境への負荷はきわめて大きいものと予想される。 また広大な上川流域の特性を活かし、自然や景観に配慮して河川整備の推進は、多くの地元 住民の願うところでもある。一方、実質的な治水・利水の向上は、住民と行政の連携のもと、 多くの知恵と様々な工夫によって、実現するものと判断する。よって、蓼科ダム建設計画は 中止とし、本流域の治水及び利水は、流域全体を視野に入れた総合的対策によって実施すべ きである。2治水計画については、最終的に1/100確率の治水安全度によることとする が、当面の河川改修は、およそ、1/50確率の治水安全度によって対応し、これに流域対 策として水田、遊水地・ため池、森林等による雨水の流出抑制・貯留機能の効果を積極的に 取り入れるものとする。特に河川整備においては、通常の維持管理は着実に実施すべきで、 弱堤部及びその他住民の生命・財産に影響を及ぼすと思われる危険箇所の整備は最優先に位 置付けるべきである。また、流出抑制機能としての水田利用は新たな試みであり、その検証 と協力体制、被害時の責任・補償問題などの課題があるが、地域住民の積極的な参画によっ て具現化されんことを強く願うものである。なお、基本高水流量については、その算定のた めのより正確なでデータを長期的に収集し、流出計算の再検討も含めて精度の高い河川計画 が策定されるよう強く要望する。3利水計画については、整備済みほ場の一部水不足が予想 されるため、その解消策として上流部にため池の設置が望まれる。4(株)長谷エコーポレ ーションの負担金返還問題は多くの未確定部分を含んでいるため、今後の対応については県

に一任し、県と(株)長谷エコーポレーションとの協議により解決を計ることとする。5ま た、こうした流域総合対策計画は、地域住民と行政との緊密な協力によって実現されるもの と信じる。上川部会後の展開として、新たに流域協議会なるものが設置され、上川流域の豊 かな自然と人間の叡智が融合し、まさに共生の総合力によって治水・利水の向上に繋がるこ とを切に望むところである。なお、流域総合対策案の詳細については、添付資料、長野県治 水・利水ダム等検討委員会上川部会報告に示してあるとおりである。 理由。委員会での審議は、部会報告に示された理念及び対応策をもとに検討が行われた。総 合的な治水対策については、特に流域の自然的・社会経済的特徴の理解や基本高水問題、水 田貯留の可能性などについて多くの時間を割き、さらに今後の流域対策の取り組みの方向性 や住民と行政のあり方について議論した。1上川の治水計画について。現在の上川の治水計 画は100年に1回程度起こりうる規模の降雨を想定して計画されており、上川の基本高水 流量を神橋基準点において1,120m3/sとし、これに基づいた河川の流下能力(神橋 より上流)について、蓼科ダムによる流量調節と河川改修によって確保しようとするもので ある。上川の治水計画についての委員会意見は次のとおりである。1)上川は幾多の支川を 擁する広大な流域面積を持ち、治水計画はその地形的広がりと土地利用形態の特徴を活かし て、流域全体を視野に入れた検討がなされるべきである。2)上川流域は以前より観光開発 が進んできたが、残された自然は地域住民はもとより、多くの県民にとっても貴重な財産で ある。この良好な自然を維持・保全することは関係者すべての責務である。3)上川流域は 長大な八ヶ岳連山の裾野に源流域をもつ。そことは溶岩類・火砕岩類からなる台地で、降雨 は岩屑類の間隙に浸透し、流出することなく地下水として貯留される。こうした源流域の特 性を再認識する必要がある。4)流域の大きさや下流域の資産集積状況から、治水安全度1 / 100確率を採用することは妥当と判断するが、当初計画の流出量の算定に用いたデータ の信頼性と処理方法にはなお多くの疑問がある。上記3)の流域特性も合わせて考慮し、基 本高水流量の再検討が望まれる。5)現在の河川改修計画は、神橋より上流のみの計画であ る。神橋から河口及び取飜川と連結する宮川の河川改修計画も同様に検討すべきである。ま た、河川改修は自然環境に十分配慮することがのぞましい。6)豪雨時の水田に流出抑制機 能を持たせる発想は、ユニーク性は評価できるものの全国的にも実践例がなく、確実な効果 を実現するには様々な課題を乗り越えなければならないと思われる。そのためには一定期間 の調査・検討を実施する新たな検討組織が必要と考える。7)森林は流域の相当部分を占め るものであり。その合理的な育成は豪雨時の流出の抑制及び平準化に重要な役割を果たすも のと考える。 2 上川の利水計画について。現在の上川流域の利水状況は、ダム計画地点より 下流においては農業用施設が24箇所(慣行水利が14箇所、許可水利が10箇所)電力会 社による発電用取水が2箇所ある(宮川流域は除く)。またため池が合計28箇所設置されて おり、最大のため池は有効著流量112万m3の白樺湖である。現在、県による利水計画は 示されていないが、ダム建設に伴う残土を持ち込む予定であった豊平ほ場整備事業が進行し ており、この整備済みほ場の一部において農業用水の不足が指摘されている。委員会におい ては、この不足する農業用水について検討を行った。上川の利水(農業用水)についての委 員会意見は次のとおりである。豊平ほ場整備事業はダム建設に伴う残土処理計画と一体をな すものであったが、大規模ほ場整備に伴って必要となる農業用水計画は明確にされていない。 ほ場利用者の水不足に対する懸念は深刻であり、ため池の建設などの対応策が必要と考える。 3 その他について。3 - 1 (株)長谷エコーポレーションの開発計画。(株)長谷エコーポレ ーションと茅野市は第3セクター蓼科ダム開発株式会社を設立し、地域整備ダム事業のリゾ ート開発に伴う流出増対策分として事業費の4.2%(11億7,600万円)を負担する 協定を結んだ。これまでの負担額は8億6、652万円となっているが(株)長谷エコーポ レーションからはダム建設中止の場合、この負担分の返還の要望が出されている。この問題 に関する委員会意見は次のとおりである。負担額の返還については、企業の内部的問題に係わる部分が多分に含まれ、またその返済方法についても不測の点が多々あり、治水・利水を主体に扱う委員会としての議論にはなじまず、県に一任するほかはない。3 - 2 住民組織(協議会)の設立。部会報告では、上川流域の今後の環境保存や治水・利水の向上を進めるに当たって、住民と行政が連携を強化した住民主体の組織作りが必要であるとして、そのための流域協議会の早期設立が強調されている。これに関する委員会意見は次のとおりである。長時間を費やして地元住民の参加により進められた部会審議は、これからの流域対策のあり方に貴重な方向性を示している。治水・利水問題はなお多くの解決すべき課題を残しており、部会審議の終了がこれからの実践的取り組みの始まりであるといえる。ひとつひとつの問題を解決していくためには、地元住民が主体的に参加する議論の場が不可欠と判断され、早い時期における流域協議会等の立ち上げが望まれる。以上。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。只今ご覧頂きましたのが起草委員会でまとめました答申の案でございます。今、ずっと読んで参りましたが、基本的に申しますと部会の報告をなるべく尊重する形で書いてあるということ。それから書き方と致しましては、部会の報告も一本化されておりましたし、委員会でも異論があまり出なかったということを持ちまして結論を先にはっきり示しまして、それに対して後からこの判断を下した理由を述べると、そういう形にしてございます。いかがなもんでございましょうか。起草委員として私と植木部会長、高田委員、松島(信)委員、それから石坂委員がおりました。ですから、大部分でございますが、それに加わっておられない委員の方いかがでございましょう。どんな感想でございますか。どうぞ、ご意見を賜りたいんでございますが。いかがでしょう。竹内委員、いかがです。いきなりっていうのも難しいかもしれません。

竹内委員

簡潔でいいと思うんですけど、ただ、ちょっと上川部会報告の中でかなり具体的な中身もいるいる出てくると思うんですけども、それについて答申される側として、いろいろと上川のやられてきた具体的な課題を受け止めて頂けるかどうかというところがどうなのかなと、もうひとつは調整池の問題ありましたよね。その問題の受け止め方もあるんですが、流域対策という表現の中で個々、個別に名前は挙がって入るんですけども、当然、幹事の方でも参加して論議をしてきたんで分かってると思うんですけども、答申される側として具体的にどう受け止めてやっていくのかなというところが、細かな論議の部分が見えるのかという気がしたんですけど、その辺ちょっと植木さんの方で参画してるんで、きっといいと思うんですけど、どう捉えてるかどうか。

植木委員

よろしいですか。

宮地委員長

どうぞ。

植木委員

基本的にこの案はできるだけ簡潔にということで、主要な部分を中心に述べましょうということで作っております。それで細かい部分については上川の場合、かなり多くの考え方がございまして、それをここに盛り込んだ場合に、非常に醜くなるということもあって、添付

資料として部会報告を一緒につけるということで理解頂きたい。ですから、これと部会報告がセットになるということで県の方に十分に話を進めていきたいと思っております。それから先程の件、調整池というよりため池だと思うんですが、農業用利水にとって、それはため池の問題が後半部分に出まして、それは部会員で実際に現地検討を行いまして、その候補地なるようなところも一応議論しております。それは勿論、幹事会の方も同行しておりますから、その辺は理解して頂けるかと思っておりますし、部会報告の中にもその辺はある程度示しておりますので、十分な検討がなされて具体化されるものと思っておりますけども。

宮地委員長

よろしゅうございますか。ちょっと、高田さん、補足。

高田委員

こちらでは河川改修以外はほとんど出発点は0からきてますんで、それで1番午前中に議論ありました流域協議会、あれが非常に大事な役割をこれから担っていくと思います。特にここでは総合的に治水対策、利水もそれに含まれるんですが、地元の方の協力いうのは絶対不可欠ですんで、それでこの文章はかなりおおざっぱなところを精神として押さえていると、それを具現化するのはこれからの作業、その色彩が非常に強いので、それで流域協議会のようなものが、これから県と二人三脚のセットになって働いていくと、そういう形を取っています。

宮地委員長

藤原委員、いかがでしょう。

藤原委員

感想だけであれなんですが、非常に簡潔な答申になってるわけですが、結局ここは利水の 問題があんまり問題がなかったってことでこういうような形になってたのかなあと思ってい るんです。治水の問題にしても100年確率でやるってことになってるけども、当面50年 でやってるんだということになると、それを先送りなんですね。そういう意味ではダムを造 るのを止めましたという答申なんですね。特別にそれだからっていうことで、支障はそれほ ど、流域協議会であとでやっていけばいいということになってくるんだろうと思うんですけ ど、ただひとつ、前々からなんですが、長谷エコーポレーションとのことで、お金返す返さ ないという話以外に、もうこれで長谷工はここの開発計画というのをもってないのか。今後 その問題また起こってくるのかなと思うんです。ここに書いてあるところ見ますと、やはり、 長谷工コーポレーションの開発計画っていうのが4ページ目のところにあるわけです。これ はここのところに書いてあるのは返還の問題だけ書いてありますけれども、今後やはり、あ そこでもって長谷エコーポレーションが、この第3セクターを作ってるわけですから、これ から開発をしてくるということもあるのでしょうか。そうするとそこら辺のところで、片っ ぽでもって、治水・利水の問題をやっときながら、そこら辺のところが起こってくるとまた、 あれは調整池というのは開発のための調整池だったんじゃなかったですか。ダムっていうこ とでね。そうするとあそこにダムっていうのを失したということは、そういう意味ではもう 長谷工が開発をしようと思っても、調整池の問題はちょっとなくなったということなんです よね。

宮地委員長

それはそうでしょうね。

藤原委員

とすると、この開発計画というのがこれでブレーキがかけられたということなんでしょうか。

宮地委員長

つまり、私はよく分かりませんけども、開発計画のダムを造ることと関連した部分はなくなるわけですね、明らかに。後の長谷工がどう思うか、開発をね。それは今私どもは議論しなかったわけです。ですから、それは。どうぞ。

高田委員

長谷工、この会社が今後どうやって行くかいうのは全く分かりませんが、少なくとも治水、 現状の流出を増やすようなことはあり得ない、治水に対してはそれは保証されるばずと思っ てます。実際にその他の開発という面から一般的な話としては今後の開発のあり方いうよう な別の場で議論される内容じゃないかと思います。

宮地委員長

どうぞ。藤原委員。

藤原委員

この治水に関してやっぱり森林の整備というものが入ってるわけですが、片っぽで開発をするって話になってくると、森林開発っていう問題が出てくるわけですよね。だからそこら辺のところで、4ページのところ、長谷エコーポレーションの開発計画っていうので、返還金の問題だけしか載ってないんで、ちょっとそこら辺のところがどうなのかなという気がしてるんですけども。

宮地委員長

どうでしょう。そこまではちょっと委員会として立ち入りにくい。但し、委員会でこういう答申を出してるわけですから、今、高田委員がおっしゃったように、これ以上水を増やすような計画を作っても困るし、それに関係するような森林のことをやられても困る。これは答申の背後にあるわけですね、私はそう理解してるんですが。はい、どうぞ。

植木委員

この答申のまさに背後にあるのは、今後開発そのものについてもある程度考慮しましょうということが含まれてます。例えば、これまでかなりの部分であの部分開発が進んできたわけですね。それに対して治水問題を考えるのであれば、今後は良好な自然環境を維持していくんだということが、まず全面にここには載せてあるわけです。そうした場合に従来どおりの長谷工さんが考えているような大規模な開発というのはおのずとブレーキをかけられて然るべきだというふうに思っております。

藤原委員

そこら辺のところで、よく分かるんですけどね。やはり、ここのところの3ページのところで、森林は流域の相当部分を占めるものであり、その合理的な育成は豪雨時の流出の抑制及び平準化に重要な役割を果たすものであるということで、森林の保全ということをここで謳ってるわけです。そうすると、長谷工のこれから開発計画もある程度のその抑制になると

いうことは、この答申の中に入ってきてると思えるんですよね。

宮地委員長

私たちの意向はそうであるということです。長谷工に云々というわけにはいかないですけ ど。

藤原委員

そこら辺のところは分かりました。

高田委員

先程、藤原委員が利水に関してあまり問題がないと言われたんですが、実は、ここは利水に対して地元は非常な苦労をされて、上流の違う水系から別の水系の下をくぐって南の方に水を引いてくるにはそういう工夫までされてるんです。ただ、そこら辺は私もよく分からないんですが、概案をまとめる段階ではそれほど利水に重点のおいた話ばかりという形ではなかった。それでどちらかというと南の方でほ場整備とセットになって当面こういうところにため池が作れるんじゃないかという現地の方の案内でもいきましたし、いくつかの流域を見て、この辺にあったら地形的にため池が作れるんじゃないかと、そういう話もしてました。ですから、ここにはため池というのが出てますが、これはかなり深刻な状況はあるという、そういう背景があります。

宮地委員長

そのことは書いてあるわけですね、ここに。

藤原委員

2年前ですか、この現地を見にいった時に非常に景勝地の渓谷のところに何か施設を造って、そこからトンネルで太い導水管でもって、山をくりぬいて持ってくという計画を聞いてて、びっくりしてたんです。ですから、そういうダムの計画がこういうような形でもってなくなったということについては本当によかったと感想を持ってます。

宮地委員長

松岡委員、いかがですか。

松岡委員

上川部会の答申は、ぶり返してもしょうがないんですけど浅川・砥川の場合と比べますと、 藤原委員が指摘されたような特徴があってというこというものあるのでしょうけれども、上 川部会で行われた重点的な議論が無理なく集約されているのではないかと思われます。以上 です。

宮地委員長

ありがとうございました。あとは起草委員になりますので、中身のことはよくご存知なんですが、そうするといかがでございましょう。今のお話しを伺ってますと、この答申案でよるしい。そう異議はないと理解は致しましたが、そういうふうに解釈してよろしゅうございますか。よろしゅうございますか。今、実際は8人しかおりませんので、それで委員会ではこれでご了承を得たと致しますが、改めて、今日、ご欠席の委員にもこれをお送り、お届けしまして、なおかつご意見を承ることにしたいと思います。多分、こう言っちゃ申し訳ござ

いませんが、そんなに大きな変更はないだろうと、そういうことを前提としてるわけですが、 ご意見を伺ったあとで、必要な書類など適当な、また細部にわたってちょっとてにをはの辺 なんか直すことがあるかも分かりませんが、そういう非常にトリビアル (trivial:取るに足 らない)な変更はちょっとお任せを頂きまして、この答申案に必要な添付書類を作って、知 事に対して答申として提出したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。ご了解 頂けますか。はい、それでは、ご了解頂いたことになります。今まで部会も何べんも特に上 川は部会長もお代わりになりましたし、ひとつのまとめにご苦労なさったと思いますが、い ろいろご努力ありがとうございました。委員会の方も割りに短い期間の方で答申に達したこ とを喜んでおります。あとはいつ実際に答申ができるかは、県会も始まっておりますので、 その辺の兼ね合いを致しまして、私は委員会の委員長として、それから部会のことをよくご 存知の部会長さんとでもご一緒して知事に答申を出したいと考えております。ご了解頂けま すでしょうか。はい、どうもありがとうございました。それでは、上川のことについてはこ れで終了致します。それでは、ちょっとお茶を飲みながら、改めてまた黒沢川の方の議論に 少し戻って頂きたいんですが、確かに、午前中の藤原委員のご意見もございましたけれども、 やっぱり、ひとつは部会の答申を基にして、できるだけこの中で疑問点とかいろんなことを 議論しておいた方がよろしいかと思いますんで、そういうふうにお願いをしたいんですが、 先程の治水の面ではやっぱり、調整池の問題が残って今の段階でまだそれほどはっきりして るわけじゃございませんが、こういう方向で考える。お金の面もございますけれども、やっ ぱり、問題はその場所なんだろうと思いますが、先程、竹内委員からその点についてご発言 を頂きましたが、治水の方は何かまだ今日の段階でちょっとご意見、ご感想お持ちでしょう か。どうぞ。

松島(信)委員

先程の幹事の方の説明で大分分かってきたんですけども、10万m3程度をこの区域内に求めなきゃならんということは、分かりました。その区域内はここに示されていますので分かるんですが、大雑把なことでお聞きしたいんですけれども、面積が現在の図面に3箇所示されていますが、その面積だけで大雑把に言うと、あと10万m3という不足の面積は、この面積の2倍とか3倍とか、というようなお答えを欲しいんですけれども。

宮地委員長

松島(信)委員、この図のところ見ますと第1調整池というのは12万8,000m3ですよね。あと、10万m3というと第1調整池よりちょっと小さい、そういう感じが私はしとるんですが。

松島(信)委員

ということは、そんなに多くの面積がさらり加わるわけではないですね。

宮地委員長

第1調整池よりちょっと面積としては小さい。ただ、深さがどうだか知りません。左側に、 左の下の隅にございますね。第1、一応、280×135程度のものになってますね。です から、図に出ているわけでございますが。

松島(信)委員

だから、大したことはない。大したことっていう言い方は。

宮地委員長

それは分かりません。

松島(信)委員

そんなに大きな調整池ではない。こう理解していいわけですね。体積の問題ですから。

宮地委員長

よろしゅうございますね。第1調整池よりちょっと小さいと、容積。それでよろしゅう。 どうぞ。

幹事(豊科建設事務所)

豊科建設事務所です。4つを調整池で面積的には今の公聴会の資料のところで改変面積約10haというような記載あると思います。4つで10haくらいでございます。今の10万の第4調整池では、今計算しますと36,400m。ですから、3.6haくらいの大きさの面積が必要と、そういうように数字で出ております。

松島(信)委員

あと約3.6ha、そういう意味ですか。

幹事

10haのうち3.6haが第4調整池です。

宮地委員長

そうですよね。290万m3のうち10万m3ですからね、1/3ということですね。

松島(信)委員

分かりました。それでそれが先程の説明では、村有地 + 骨材プラントの位置だと、それを今のところのこの3箇所については充てておるわけですが、そうすると更に充てる場合は、やはり、私有地ということになるわけですか。

宮地委員長

はい、お願いします。

幹事(豊科建設事務所)

4 つもなんですけども、一部村有地はありますが、ほとんどが私有地とご理解頂きたいと 思います。

松島(信)委員

ほとんどが私有地、はい、ありがとうございました。

宮地委員長

なんか除けなければいけない施設はない、ないところを探せるわけですね。既存の施設をなんか止めさせるとか、そういうことはなくても済むのか。

幹事(豊科建設事務所)

1から2,3については、現在プラントが撤去されておりますので、施設はないということは確実です。4については場所が明確でないので、必要かどうかは不明でございます。

宮地委員長

全然、分かんない。

幹事(豊科建設事務所)

まだどこにするということは全然決まっておりません。

松島(信)委員

これとはちょっと切り離した問題で、その現地の事情でお聞きしたいことなんですけれども、なぜこのような言ってみれば、形態としては掘り込みになっている洪水氾濫面にあたる河道敷に私有地があるというのは分かるんですけれども、その私有地とか、それからまだ分からないのはその下流、同じ下流の方に病院か老人ホームというようなのが書いてある。こういう場所にプラントがあるのは分かるんですけれども、どうしてこのような施設もできちゃったということは、これまでの経過に対して非常に不信感を抱くわけですけれど。ですから、ここに調整池を作るということは当然、ダムがなくなった場合はいいと思うんですけれども、土地を確保する時に意外とそういうものが将来的に問題化するということになるんじゃないかなあと思うんですけれども。

宮地委員長

私もこれ見て、城西病院とか老人ホームなんていうのがあるってというのは、ちょっと気にはなっておるんですが、それとどのくらい近いところになるのか、これは洪水の時に水を 貯めるというわけだから、普段水があるわけじゃないですね。しかし、やっぱり、幹事会と しては聞かれてみるとここら辺の範囲だということくらいしか言えないんですかね。

松島(信)委員

それは伺いました。

宮地委員長

こういう調整池っていうのは通常期の管理方法を検討する必要があるって書いてある。管理ってどうやってやるんですか。普段何になってるんですか、こういうのは。グランドかなんかになってれば、話は分かるんだけど。大門沢みたいになってれば。話は分かるんですが。その辺はまだお考えになっておられないわけですか。はい。

幹事(豊科建設事務所)

普段何に使うかということも部会では話が一部出まして、目的に今おっしゃったようにグランドというようなことも議論は出たんですけれども、何がいいかということは非常に分からないんで決めてないということで、今通常期の管理がひとつあります。逆に、いざ洪水になった時に草ぼうぼうで土がたまってたとか、そういうことも防がないと、ちゃんと容量確保しとかなきゃいけないということで、そういう洪水対策の面でも管理もしてなきゃいけないですけれども。あと、放流ゲートをちゃんと動くようにしとかなきゃいけないとか、そういう管理があるだろうと理解しております。

宮地委員長

やっぱり、何かお使いになることを考えて頂いた方が管理もしやすいし、他にいかがでございましょう。治水問題というのは、これは割かし範囲が狭いもんだから問題は明確なんですが。それでは、少し利水問題の方についてのご意見を伺ってみましょうか。これはまた複雑でいるんなことがあるんですが、どうぞ。何かご質問、ご意見。また私しゃべって申し訳ありませんが、ダムなしの方にしてみると、水利分配案と上水地下水案、要するに、全部地下水でやれという話と2つあるんですが、これも郷土沢の時の2つの案でどっちがどうなんだという話とよく似てるように思ったんですが、やっぱり、すいません、どうぞ。

幹事(豊科建設事務所)

今の水利分配案と上水地下水案でございますけれども、公聴会の時にはこの両案で公聴会の資料として提出したわけでございますが、部会のとりまとめでございますけれども、この水利分配案というのをベースに致しまして、最大限黒沢川の水を取る案ということで、この両案とは違った案として、部会の報告とさせて頂いております。

宮地委員長

分かりました。私ちょっと混同しておりました。申し訳ございません。ですから、部会の利水案としては水利分配案というものが出ておると、但し、ここでは水利権の問題が非常にややこしいんですね。水利権の問題ともうひとつはやっぱり、川の流量の話でしょうか。豊水の話とか、河川維持流量とかいろんな問題がここに混ざってきてる。だからもしこれをやるとすれば、抜本的にそこら辺に強力なてこ入れをしてもらわないと、それがひとつ、多分これは推測ですが、五十嵐さんの言っている豊水の話もここら辺から来てるんだろうと私は推測するんですが。どうぞ。

藤原委員

部会で話になったんで、そのあとどう解決したか分からないことをちょっとお聞きしたいんですけど、僕が出てなかった時にそれが解決したのかどうか分かりませんけども、例えば、この左側のとこの黒沢川利水の経緯というところで、昭和47年10月に黒沢砂防堰堤利用により村と南小倉土地改良区で分水の協定締結っていうのがあるわけですね。今それでもって水を使ってるというふうに話し聞いてたんですが、これはダムができるまでということだとその時に聞いたような気がするんですよね。ダムを造らないダムなしということになった場合にはこの協定を破棄するとかしないとかいう話が出てたんですが、そのことについてはどういうような決着になったのかなということなんですけども。

宮地委員長

そうです。私がちょっとこの文書から見たところダム建設は確かに条件にあったんですね。それでこれが不履行の場合は契約を破棄したい。こう言っておる。そこのところが部会報告ですと、黒沢水利組合の同意が必要だとまとめられております。ですから、私の推測ですが、部会報告を出される段階ではそこでよく話し合いをしろというふうになったんじゃないかと私は推測しておるんでございますけども、これは外の方からの推測でございます。それでないとこういうふうには書けないだろうと思ってます。これがあるから絶対駄目だと言ってるわけではない。だから、ここにも黒沢水利組合の同意が必要というのは私はその部分だろうと理解しております。そういう水利権に関する話はもうひとつの中信平の方からの水を引く。そこは水利権の問題でやっぱり、今、なんか梓川頭首工に伴う改修事業計画というものが今やられておるんだけども、そこで既得水利権公開を契機として南小倉への給水増について県の協力によって解決して欲しいと、そんなことが書いてあるわけです。だから、やっぱり、

水利権のことについては2つあるように私は思ってるんですが、小倉の方の黒沢水利組合の同意を進めること、それは4,800m3すでにやってるということですが、もうひとつは中信平の梓川から引っぱるやつ、それを南小倉の方に給水道をして欲しい。ここら辺の話しが2つあるように水利権については見ておるんですが。いかがでしょう。この辺はいかがでしょう。この辺は是非、そういうふうに考えて欲しいと求める要望がいいと思います。但し、それには国交省の許可も必要、県だけではいかないんでしょう。こういう水利権の、梓川から取るなんという話は、そうですね。だから国交省との交渉も入ってるわけでややこしい。黒沢川の水利組合の同意っていうのは、もっと全体のことあれば、国交省までいかなくてもいいんですよね、これは。黒沢川と。

事務局

流量によっては水量2,500m3/日以上の場合は、国交省の許可がいります。

宮地委員長

どれ以上。

事務局

2,500m3/日以上です。

宮地委員長

それでは、4,860もひっかかるんですね。

事務局

あと中信平の場合は農林水産省との方との協議も出てくるかと思います。

宮地委員長

やっぱり、いろいろ難しい問題があるんですね。どうぞ。

高田委員

この利水の問題点のとこにある2,300m3の河川維持流量、これはどの地点の流量ですか、この川は1番下では水がないんですけど、どこの地点ですか、これは。

宮地委員長

こういうのはどこで勘定するんですかね。どこにしても、はい、お願いします。

幹事(豊科建設事務所)

ダム地点での流量でございます。

宮地委員長

ダム地点、そうですか。あそこはいつも水があるんだな。

高田委員

そうするとダム地点は確かに水あるんですけど、一般的に言って下流ではなくなるんですけど、そこでなくなる場合は、それはそれでいいというわけですか。だから途中でだんだん減ってしまって、流端では最後はなくなってしまうわけですね、普段。だからなんかこうい

う数字いうのは各地点ごとに全部いるわけですよね。不思議なんですけど。

幹事(豊科建設事務所)

正常流量、ダム計画の中で、正常流量を検討する範囲としまして、南黒沢川という川と合流するんですけど、ダムから3km下がると合流するんですけど。そこまでの間で正常流量を検討するという形になっておりまして、その先は今おっしゃられたように伏没するということで、水がなくなるんで、そこまでしか確保できないと、こういうことになっておりました。

高田委員

分かりました。とにかく、川を触る場合はその地点でということですね。例えば。そういうことですね。

幹事(豊科建設事務所)

利水基準点で申しますと、もうちょっと上流に北黒沢橋というのがあるんですけども、そこが基準点になってます。南黒沢川との合流のちょっと上流に橋があるんですけれども、その橋の地点が利水基準点なっているということです。

高田委員

大規模に川を触る時にはその地点で考えるいうわけですね。ですから、ダム地点がもっと 下流にいけば、その地点で考えるれはいい。そうですね。要するに、責任上、それは残さな いといけないよという、そういう内容ですね、せき止める場合は。分かりました。

宮地委員長

要するに、利水基準点ですか。なんでしょうね、きっと。そこの流量の設定をもういっぺん考えてくれというのも部会の要望でございますね。この維持流量というのはもうダムを造る時に調べたんだから、この流量は今のところ表向きは動かないわけですか。 2 , 3 0 0 維持流量。

幹事(豊科建設事務所)

正常流量の手引きというマニュアルで出しているものでありまして、これについては、ダムがあってもなくても川の望ましい、最小の維持流量どのくらいというのをやるマニュアルですので、今の段階ではそうだと思うんですけれども。

宮地委員長

そうですか。そうすると一応、可能性は豊水を是非、考えないとどうにもならんということですか。私もこういろいろ疑問に思ったところは、そこら辺に利水の話が集中してるように思ったんですが、ただ、僕は部会長がおっしゃってたの思い出すんですが、とにかく三郷の上水道に農業用水から4,800m3出したってこと自体が目的が違うから駄目だという、違法だという話がございましたね。そこのところは水利権の話がつけばいいということですか。あんまり穿ると妙なことになっちゃう感じがしておるんですが、そういう分からんところが、これいっぱいこれあるんですが。いかがでしょう。私ばっかり質問して、話して申し訳ございませんが、部会案の中に利水の話で、要するに最大限黒沢川流水を利用するという話がありまして、それには利用可能量をもっとよく調べて欲しいという話がある。不足分は地下水または他の農業用水に求めると書いてありますが、地下水っていうのは井戸掘るって

ことですね。それから他の農業用水っていうのは梓川の方からの水を増やしてもらうということでしょうか、お伺いします。

事務局

そういうことです。

宮地委員長

そうですか。これもだから梓川の方との協議が必要なんですね。

事務局

はい、そうです。

宮地委員長

こうやって協議ができればいいこともあるし、しかし、維持流量の話というのはどういう ふうに考えていいか。そのためには、よっぽど強力な支援とか考え方を打ち出さないといけ ないなという感じはするんですが、いかがでしょう。どうぞ。

藤原委員

質問なんですけれども、やっぱり、部会で出てた時には万水川の改修が、今止まってるということで下流の人たちは非常に心配してたわけですよね。黒沢川の水が繋がったんですか、万水川に。そうすると水が今までより多く増えてくるんじゃないかと、ところが改修が止まってるということで、そうすると洪水の問題というのは、できるだけこれを早くやって欲しいというのがあったわけです。今回の場合はそこら辺のところの協調性というのが、強く主張してるという部分が比較的少ないんです。課題の中には入ってるんですけども、これは先行して何かするってことはできるんでしょうか。

宮地委員長

私が言うことではないかもしれませんが、部会の報告の中ではそれは最優先するという言 い方してございますね。万水川未改修地域の河川改修と安曇野排水路の新設というのは最優 先である。だから他のものにまったく無関係にやれるかどうかは別にして、それは是非、治 水の最大目標としてやれと、こう言っておられますですね。先程、竹内委員のご質問もそれ と関連してどれだけ裏づけがあったらそれがやれるんだという話だったろうと思っておりま す。ですから、やれるかやれないかわからんけれども、それを是非優先するようなやり方を しなきゃいかんということだろうと思っております。やっぱり、下の方は河川改修なされて ないっていうことで、繋がったら大変だぞという意識を強く持ってる。それは部会長もかな りご存知だと、私はこれから読んでおりますが。いかがでしょう、他に。黒沢川の議論につ いては今日が本日的には初めてでございます。実際、私感じておりますのはこれはいろんな 問題点並べてそれに対しては、こうして欲しい、こうして欲しいというような注文をいろい ろ付けて、なるべく現実に可能性なような方策をひねりださなきゃいかん。そことは黒沢川 の頭の痛いところだろうと思っておりますが、そういう意味であんまりスイスイといかない ところが多いかと思ってるんです。そういう意味で確かに実は井戸を掘る問題にしましても、 わさび田の方の水が減るっていう話とどれほど折り合いがつくのか、深い井戸を掘ればいい んだという話もございますし、その辺の兼ね合いもよく分かってないですが、率直に申しま すと、わさび田の方も堀金村へ6,000m3/日の話を、協議を申し入れたっていうことは 適正な利用を申し入れたってことは、こちらの議論が少しは影響したんだろうと思っており

ますんですけども、どうぞ。

植木委員

ちょっと確認なんですけれども、今のこと資料見ながらちょっと分からないんですけれども、基本的には、現在の黒沢川の水だけでは、農業取水量は極端に少ないんだって書いてありますよね。ですから、農業用の水も不足してると、それから、上水道の水も不足してるんだというような話なんですよね、基本的に。現在、そんなに不足だ、不足だって言っておられるんですが、どうやってそれに対応してるかっていうと、聞きたいんですけども、全く基本的な話で申し訳ないんですけど、そこがちょっと分からなくて、もしてお答え頂ければというふうに、すいません、こんな質問で申し訳ないんですが、全く私、ちょっと基本的なところこれを見てなぜか理解できなくてですね、困っておるんですが。幹事会の方でも結構ですけれども。どういうふうにやりくりしてるんでしょうか。

宮地委員長

どうぞ。

事務局

ご説明申し上げます。昔からそこの地域の農業用水と雑用水というものがございまして、そこの方々が黒沢の水を利用してきまして、南黒沢等の集落を形成してきた歴史があるということでございました。そこへ三郷村の上水道が上水道計画でそこへ欲しいということで協定結んで、4,800m3/日を取っております。それでじゃあ、どうやってるのか、足りないって話ですね。農業用水は今7割減反しております。そういうのがひとつと。今もすでに中信平の農業用水が近くにあるんですけれども、そこから補給水としてポンプアップしてる部分がございます。それで何とか賄っているということです。あとは、渇水の時は両者お話し合いになって、上手に利用してきているということでございます。

植木委員

そうすると、他のところからもってきた、ポンプアップしてどうのこうのだと、それは何か協定かなんかがあっていつまでに使用は期限がありますよ、とかっていうふうになってるんですか。

事務局

特に使用の期限はないと思いますけど。

植木委員

ありがとうございます。すいません。

宮地委員長

私の感じを申し上げますと、要するに、ひとつは人口増を認めたもんだから水使用量が増えてるってことがございますね。それから、もうひとつは要するに、4,800m3/日今までもらってたのは、違法だからそれはあんまり表に出せないって話がある。それから、もうひとつ河川の維持流量に2,300m3/日とっとかないかんと、こういうファクターがいろいる重なってるんだろうと私は思います。だから、それを高橋部会長は実際はなんとかなるんだよということをおっしゃってるのはそこだろうと思ってるんですが。その辺は私もまだよく理解しておりません。

植木委員

将来の計画取水量が多分、人口増が起きるだろうという判断なんでしょうね、基本的には。 それでいくらでしたっけ。

宮地委員長

9,600m3/日。

植木委員

9,600m3/日ですね。この辺は例えば、利水ワーキンググループの方から出された 資料に基づいて、これは妥当だという判断なんですね、基本的には。だからこれは確保しな くてはいけないということなんですよね。

宮地委員長

その数字はそういうもんだと理解しておられるんです。そういうことを承知した上で、それじゃあ、維持流量を取ったり、4,800m3/日もらってるのはどっかいっちゃったという話になると足りない勘定になる。

植木委員

なんかマジックをやってるようで、よく分からない。

宮地委員長

私もそう思います。表に書くと足りんようになる。なんとかしかし下に貯めてるという話しみたいですが。本当、ここのところはどういうふうに考えていったら、あんまり障害がなくて、乗り切れるんだろうか難しいところ。ただ注文を付ければいいといっても、やっぱり実現可能な注文じゃないといかんと思うんですが、そのためのひとつの考え方が豊水をなんとかならんか、いますぐならんにしても、将来の見通しとして、こういうふうな状況だからこういう、暫定でないにしても豊水がとれんだろうかという話になってるんだろうと私は感じがするんですけども。はい、どうぞ。

石坂委員

この部会報告でまとまった中身が提案してることの主要なポイントっていうのは、今もいろいるお話し出てるとおりなんですけど、現状をなるべく改変しない範囲で知恵と工夫を凝らしていこうと、それで対応できるのではないか、していこうということだと思うんですよね。簡単に言いますと。そこに今水利権の問題や維持流量やいろんなお話し出てるわけなんですけど、水利権の問題については最終的にどうしても農業用水の転用、つまり、農業用水を生活用水に振り向けるということをしていかなければ、成り立たないということになれば、それはそこでの協議、転用に当たっての今水利権もっていらっしゃる農業者の皆さんへの一定の財政保証といいますか、全国的に転用してきてるところが、そうはいっても出てきていて、少し前に利水ワーキンググループで幹事のご協力を頂きまして、事務局のご協力を頂きまして示した資料でも全国的なブロック別の農業用水の転用の事例で言えば、北陸地方というのは2番目になっていますのでないわけではない。ただ、そこへ踏み込むべきかどうかって問題としてはこの部会報告でやっぱり、最終的には流量調査とか、やっぱ調査しましょうとか言ってるんです。確かに7割減反とかそういうことはあると思うんですけど、ここの例えば、水利権の問題ひとつ取っても農業用水に現実にどれだけの水を使っているのかという

ことが正確に把握にでききれていないと思うんです。どこでもそれはこの流域に限らないんですけど。だから、いったん許可されているその許可水利量というのが、果たして現実に今、年間農業用水として利用している量と相応しいだろうかという検証というものもしていかないと結果的に、計算の数字合わせをしていくと明らかに足りなくなっちゃうわけです、維持流量の問題も含めて。でも現実には違法とか違法でないとか、いろんな評価の仕方はあるんですけれども、黒沢の砂防堰堤から協定を結んで、その協定は途中で切れていましたが、現状はお話しがある農業用水と雑用水という形で利用して乗り切ってきた。治水の問題をそこへ加えて100年確率の洪水に対してどうしていくかという問題と、利水面では人口増も見込んでどう水道用水を確保していくかという、その問題が大きく解決迫られてく問題になってくんですけど、だから、その時に部会報告の精神を汲むのであれば、そこに暫定豊水水利権の問題とかいろいろ出てくると思うんですけど、現実では今、農業用水に本当に必要な、また現実に使っている量はどのくらいあり、現状の流量がどのくらいあり、それから、ちょっと基本高水まで触っていいか分かりませんが、100年確率の雨が降った時の予想される流量や流下能力はどうでありっていうことを最終的には調査をして検証していくことと合わせて手立てを取っていかないとできないと私は思います。

宮地委員長

減反の話って言うのは農業用水にどれだけ使ってるのかっていうのは、やっぱり、既得水利権2万9,000m3ですよね、これ。それが1万7,600m3でいいって言ってる、だと高橋さんはおっしゃっておられる。だから、そこでは譲歩してるんだという話がある。もうひとつは、減反で、ああいう水利権を減らすためには、私の想像では多分、農地の転用かなんかが行われて、それが明らかに面積が減っておれば、かなり言えるんじゃないかという感じが私はするんです。ただ、減反で今作っていないというだけだったら、いざ今度作り直す時には欲しいよという話は必ず出てくるような感じがしとるんですか。その辺、私、よく分かりませんが、そんな感じに思っております。

石坂委員

一定調査をすれば分かる部分もあるんじゃないでしょうか。

宮地委員長

今の、どれだけ農業用水がいるかって話ですね。

事務局

部会の方でもその辺の現状の水田の必要量、それから、転作でまた戻るであろうものの必要量含めてとか、いろんなものを実測はしておりませんけども、計算では出してございます。

宮地委員長

そうですか。しかし、この中には何も盛ってありませんね。部会の報告の中、数字が載ってる。部会の報告の数字に載ってますか。

事務局

どこにですか。

宮地委員長

部会の報告の中に数字として出てますか。

事務局

部会の報告の方へは細かい、実際今作ってるとこの流量は出ておりません。

宮地委員長

そこね、あんまり、難しいですかね。

石坂委員

議論を重ねた上でなおかつ、この2ページには流量調査等により河川維持流量を再検討し、 その利用可能量を把握すべきであるとなっていますよね。更にそことは詰めていくことが必要ではないかというふうに私は。

宮地委員長

僕はそれは河川流量の話だと思ったんです。分かりませんが。いかがでございましょう。 ちょっと率直に申しまして、今、この会でもう少し議論を続けたとして、そこはもう少し明 らかになるかどうか掴みにくいんでございますが。いろいろご意見を、どうぞ。

高田委員

他のところの川でも感じるんですが、井戸を掘る場合の上水道としての施設経費いうのは、どういう積算根拠で出されてるか、上水道の場合は沈殿地とか、そういうものいると思うんですが、農業用水の場合だったら、別にその水そのまま使ってもいいんですね。ここはそれほど深い井戸でないんですけど、井戸掘る金額、100m深さくらいの井戸を掘る金額って、そんな大した金額じゃないと思うんですけど、どういう積算根拠なんでしょうか。例えば、1,000m3/日くらい、深さ100mくらいの井戸で1,000m3/日くらいの取水量のある井戸の1本掘る相場、1本で出ればいいんですけど、うまくいって1本で出た時の金額ってどれくらいのものなんでしょう。私が知ってる金額に比べてこの検討委員会とか部会で出てくる金額ってみんな大きいように思うんですけど、どういう積算根拠なんでしょうか。

宮地委員長

大きすぎるという感じですか。そうですか。ここでは6,500m3/日、それだけ新規 井戸を掘ることになってますね。全部上水ですよ、これは。

高田委員

私も商売柄、温泉堀の連中とか、そういうもんに、新興住宅地の井戸掘りとか、そういうのに話聞いてるんですけど、なんかちょっとぴんと来ない数字が多いんですけど。

宮地委員長

6,500m3で23億円か。引っ張る部分も入ってるんですかね、きっと。何か、幹事の方で何かお答えできますか。お願いします。

幹事(食品環境水道課)

食品環境水道課の星野です。三郷村の上水道の費用でございますけれども、積算根拠としまして、水利分配案では、黒沢川から300m3/日取水するということで、いわゆる、水をきれいにする浄水場費用、約5,000万、それから、井戸につきましては6,500m

3 / s 補給するということで、井戸3基の予定でございますけれども、1基あたり1億円、それから、既設井戸のちょっと改変をするということで約1億円、調査を含めて1億円1本当たり、そういう積算でございます。あと、配水地まで井戸から汲み上げた水を導水、引っ張ってく管の費用、約4億円等を見込んでおります。それから、今の三郷村の上水道というのは、黒沢川から自然流下で送っておりますので、ポンプで上げて配水形態若干変えるという意味で配水管費用も入っております。約9河川億円を見込んでいると。ちょっと合算して24億になるんですが、ざっとそんな計算です。以上です。

宮地委員長

伺ったらこことは、下の方で掘らなきゃいけないから上げなきゃいかんという話でございましたね。そうですね、はい。その辺、掘るのは1基1億と言ってるから、それほどアンリーズナブルでもないような感じもしますが分かりません。どうでしょう。いずれにしましても、これは午前中の議論もございましたけども、今度の部会には高橋部会長もお見えになるでしょうし、やっぱり、高橋部会長が出てきてからそこに話が収拾するというよりも、やっぱり、基本的に言って、部会の報告を基にして議論を続けたいと思っておりますが、1番よくご存知の高橋部会長がお出でになるというわけでございますので、どうでしょう。今日はこの辺にしてはいかがかという感じがするんですが、どんなもんでございましょうか。ただ、本当にお願いしたいんですが、この黒沢の問題は複雑でございますから、ひとつ部会報告をよくお読みくださって部会報告についてのいろんな実現性、これをやっぱり委員会としてバックアップするような方向で議論をしていきたいと私は思っておるんでございますけども、そんなことでひとつ次回の議論に今引き継いでよろしゅうございますか。どうぞ。

高田委員

この部会、利水にしても治水にしても非常に複雑な状況があって、なかなか理解しにくいとこ、それと意見はいっぱい出てくると思うんです。それでこの部会報告いうのは、そういう中で非常にちょっと強引なとこもあるかもしれませんが、制約の中では非常によくまとまって、課題いうのもちゃんと整理されてると思います。課題に対してこの課題を全部解決するいうのは、これは長期戦の構えでないと無理で、大筋が見えた形でこの課題をあと何年か係って具体的にする。そういう筋道のもとでないと駄目だと思います。ですから、ここで大筋の見通しいうものを尊重したいと思います。先程県の方からも水道水源確保に係わる県の支援策というのが出てきました。ですから、こういうものが少しづつ具現化、具体的に見えてくる形の中でこの部会報告の中身を詰めていくという、そういうやり方でないと逆に言いますと無理だと思います。ですから、この報告の中身いうのは私は非常に大事なことが書かれてると、そういうふうに思います。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは、そういうことで、そういう方向で考えると、 継続の意思としまして、次回の委員会での議論で本格的にもっと議論を詰めてくと、そうい うことに致したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。それでは、だいたい以上 で私の方で予定しました議題は終了致しましたが、なにか各委員の方から特にここでご意見、 あるいは、ご提案ございますでしょうか。それでは、幹事会から何かございますか。

田中治水・利水検討室長

それでは、次回ですが、3月27日、場所は県庁講堂です。時間は午前10時からということでお願いしたいと思います。

孛	抽	盉	昌	톤
占	ㅗIB	⇁	딪	ΤX

はい、それではこれで本日の議事を終了させて頂きます。どうもいろいろご協力ありがと うございました。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 印 署名委員氏名 印